

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自國に返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定されることからすれば、北朝鮮が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

そして、上記不開示部分①には、上記のとおり、日本側の墓誌に関する関心事項に係る韓国への調査依頼の内容が記載されており、これには北朝鮮側も重大な関心を抱く事項が含まれており、その調査結果いかんによつて、我が国が当該墓誌に係る韓国側の返還要求に対してもいかなる対応をするかについての言及も記載されており、これらの記載内容によって、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等に関する交渉における日本側の見解や立場、具体的方針、関心事項等、ひいては日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財等で韓国側に寄贈したものとの選別基準をうかがい知ることができる。

したがって、上記不開示部分①が公になって北朝鮮がその記載内容を知れば、将来的に自らが返還を求める書籍を選別するための格好の参考資料となり、あるいは、自らとの交渉時における我が国の対応等を推測するのに用いるなど、我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料として利用することが考えられ、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じること

が十分想定される。

上記不開示部分①に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれがある情報の典型例とされる、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」に該当し、又はこれらに準ずるものにはかならない。

したがって、外務大臣が上記不開示部分の開示により我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分①に係る情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、また、同情報は単に日本側が韓国側に調査を依頼した内容にすぎず、これをもって日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議された場合の日本側の対処方針等を推測できるものとは言い難いから、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、まず、上記不開示部分①には、我が国が日本側の関心事項に係る調査を韓国に依頼した内容、その調査結果いかんによって、我が国が当該墓誌に係る韓国側の返還要求に対していかなる対応をするかについての言及が記載されており、これらの記載内容によって、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財に関する交渉における日本側の見解や立場、具体的方針、関心事項等、ひいては日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準をうかがい知ることができる内容のものであり、上記不開示部分①をもって日朝国交正常化交渉で文

化財問題が協議された場合の日本側の対処方針等を推測できるものとはい難い旨の原判決の認定には、明らかな事実誤認があることは、前記(2)のとおりである。

その上で、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮との交渉に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、しかも、上記調査依頼には北朝鮮側も重大な関心を抱く事項が含まれているのであり、我が国の過去の検討内容は、今後の交渉に当たっても、我が国に対する対応等を推測するための格好の参考資料となる。そして、上記不開示部分①に係る情報は、北朝鮮側が今なお上記選別基準等や我が国に対する対応等を推測するために用い、あるいは、当該情報によってうかがい知ることができる過去の我が国の検討内容を所与の前提として、これに沿う要求をするなど、当該情報を我が国との交渉等を自らに有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉等において不利益を被るおそれが生じることが十分想定されるのであり、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。

なお、原判決自身も、上記のような選別基準等については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえないのであって、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分①に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改めるべきである。

6 通し番号1-69（乙A第108号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-69の文書は、外務省が作成した内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑥に記載のもの）のうち、不開示部分①（同文書の99ページの部分）には「池田総理より、個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べた。」との文言又はこれと同様のものが、不開示部分②（同文書の177ページ及び179ないし186ページの部分）には昭和37年1月10日、大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の合計額が、不開示部分③（同文書の188、189ページの部分）には朴議長が会談した際ににおける財産請求権問題に関する池田総理大臣の具体的な解決策の提案内容及び韓国への支払額の算定が困難であるとの趣旨の事項が、不開示部分④（同文書の198ないし203ページの部分）には韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等が、不開示部分⑤（同文書の218ページの部分）には韓国への支払額の算定が困難であるとの趣旨の事項が、不開示部分⑥（同文書の259、260ページの部分）には韓国の対日請求金額について外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等が、それぞれ記載されていると推認できる。

不開示部分④のうち198ページから200ページまでの部分及び不開示部分⑥については、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するが、その余の情報については、他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又は既に公にされないと同視できるものである（原判決別紙5・620ないし629ページ）。そうすると、それらに関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象になり得るものであったとしても、時の経過や社会情勢の変

化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（このうち、不開示部分①、③及び⑤並びに不開示部分④のうち201ないし203ページの部分が引用している通し番号1-210の文書（乙A第342号証）中、控訴人が不開示としていた部分を除いた部分の記載については、仮に一般的又は類型的にみて国の安全の確保等に関するものに当たると推認することができたとしても、同時期に作成された他の行政文書の内容から既に公にされていると同視できるもの又は他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、これを情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法がある。）。よって、不開示部分④のうち198ページから200ページの部分及び不開示部分⑥を除いた部分は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当しない（原判決別紙5・629ないし631ページ）。

なお、控訴人は、開示を命じられた上記不開示部分のうち、不開示部分②のうちの179ページから186ページの部分（以下「1-69不服部分」という。）についてのみ、不服を申し立てている。

(2) 原判決には明らかな事実誤認があること

通し番号1-69の文書の概要及び不開示部分に記載されている情報の内容の概要は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、1-69不服部分が、同文書の一部開示（〔-195-及びその前後〕、〔-249-及びその前後〕）により既に公にされている情報から容易に推測できるものであり、既に公にされているものと同視することができるとの原判決の認定には、明らかな事実誤認がある。

すなわち、1-69不服部分の内容をより具体的に言うと、同部分には、単に昭和37年1月10日時点で大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の総額が記載されているだけでなく、韓国側の個別の請求項目ごとの同各省の各査定額や、同各省が請求項目ごとにそのような査定をした具体的根拠等が詳細に記載されており、当該部分は、同各省が査定した韓国の対日請求額のおおまかな総額だけからは推測することができない同各省による査定の具体的根拠、その相違、請求権問題に関する我が国内部における評価が容易に読み取れる内容のものが記載されている。

これに対し、通し番号1-69の文書の開示部分には、原判決が認定しているとおり、大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の総額が記載されているにすぎない。

このように、通し番号1-69の文書の開示部分と、1-69不服部分とは、記載の趣旨・内容が全く異なるのである。したがって、1-69不服部分に係る情報は、通し番号1-69の文書の一部開示部分において既に公にされている情報から推測することがおよそ不可能なものであるから、原判決には明白な事実誤認がある。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 上記不開示部分①、不開示部分②のうち177ページの部分、不開示部分③、不開示部分④のうち201ページから203ページの部分及び不開示部分⑤については、控訴人は不服を申し立てない。

(4) 1-69不服部分については、前記(2)のとおり、昭和37年1月10日時点で大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の請求項目ごとの各査定額や、同各省が請求項目ごとにそのような査定をした具体的根拠等が詳細に記載されており、当時、日本政府内で韓国側の請求額に

ついていかなる根拠でどの程度の査定がされていたか、特に我が国がその後将来に向けてどのような基本方針で対処していくかを個別の請求ごとにうかがい知ることができる内容のものである。このように、1-69不服部分に係る情報は、終戦後の日本及び朝鮮半島に所在する財産等に係る請求権問題という極めて特殊かつ重大な戦後処理に関わる、個別の請求ごとの各査定額やその具体的根拠を含んだ基本方針等を記載したものであり、今後、日朝国交正常化交渉等において、同様の問題が交渉の対象とされることが考えられることからすると、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との交渉に当たり検討していた交渉方針には多大な関心を持つのが当然であり、1-69不服部分に係る情報は、北朝鮮にとって我が国の請求権問題についての基本的な交渉方針等を推し量る重要な資料となることが明らかである。

ところで、北朝鮮が韓国と同様の形で我が国の植民地支配下にあったことに変わりがないとしても、交渉相手や交渉の時期が異なれば、交渉相手の主張内容や提示する条件等にもおのずと差異があり、過去の韓国との交渉に際して我が国内部で検討されていた交渉方針が、北朝鮮との関係でもそのまま当然に適用されるものではなく、新たな交渉姿勢で臨む必要があることは、控訴人も否定するものではない。しかし、北朝鮮が、我が国が韓国との交渉時にいかなる交渉方針を検討していたかを知れば、これを自らとの交渉時における我が国の対応やその意図を事前に推測ないし分析する資料にすることが可能となり、また、日本側の査定額や韓国側請求額に対する割合等を所与のものとして、これに上乗せした額を請求することなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

以上のとおり、外務大臣が1-69不服部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相

応の根拠があり、この判断につき社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものであるとは到底いえない。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、1-69不服部分に係る情報について、既に公にされている情報から容易に推測できるものであることを前提に、当該情報に関する事項が日朝国交正常化交渉において協議の対象となり得るとしても、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、原判決には、上記の前提とする事実関係の認定に明らかな誤認があることは前記のとおりである。1-69不服部分に係る情報は、既に開示済みの情報から推測することはおよそ不可能な大蔵省及び外務省による請求項目ごとの査定額やその具体的根拠、各請求額との相違等を含む内容のものであり、これが公になった場合、日本政府の交渉方針等を事前に把握し又は検討するための新たな材料になり得るものであることも前記のとおりである。また、韓国との交渉時から時が経過し、社会情勢が変化しているとしても、北朝鮮との交渉等に当たり、日本の植民地支配下における同様の請求権問題が交渉の対象とされることに変わりはないから、時の経過や社会情勢の変化は、我が国が交渉上不利益を被るおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。

したがって、この点に関する外務大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-69不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不

開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

7 通し番号1-74（乙A第231号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-74の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）は、昭和33年2月6日付け「韓国関係文化財参考資料」と題する文書に添付された東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表及び美術品リストであり、当該不開示部分に係る情報は、当時のかかる文化財等の「品目」及び「数量」等であると推認することができる（原判決別紙5・657ページ）。

当該情報は、日韓会談当時、東京国立博物館に所蔵されていた韓国関係文化財及び美術品に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、当該情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当することは認められない（原判決別紙5・657、658ページ）。

(2) 不開示部分の情報の内容

ア 上記不開示部分のうち、控訴人が不服を申し立てている部分は、①通し番号1-74の文書の12ないし21ページの「受理年月日」、「受理区分」及び「備考」の欄の各記載内容（ただし、上記鉤括弧内の該当欄名の文言が含まれる列を除く。以下「1-74不服部分①」という。）、②同

文書の21ページ左から1ないし4行目（以下「1-74不服部分②」という。）及び③同文書の22ページ3行目ないし25ページ（以下「1-74不服部分③」という。）に係る不開示決定を原判決が取り消して開示を命じた部分である。

イ 1-74不服部分①及び②は、昭和33年2月6日付け「韓国関係文化財参考資料」の「別紙1」である「東京国立博物館所蔵韓国関係文化財一覧」の一部であるが、同別紙1のうち、1-74不服部分①及び②以外の部分には、韓国側が提示して調査を依頼した日本所在の文化財の品目名及び個数が記載されているのみであり、通し番号1-109の文書の開示部分（乙A第254号証の2枚目）とおおむね同じ内容でもあるため、控訴人はこの部分について不服を申し立てない。

これに対し、1-74不服部分①には、韓国側が昭和28年5月に日本側に提示した目録（韓国が日本に所在する韓国関係文化財として我が国に対して調査を依頼した物品の目録）に記載された東京国立博物館所蔵の468点について、昭和32年当時に日本側が行った調査結果（外務省から同博物館への照会に対する回答）として、同博物館が正規の手続を経て入手した調査結果が記載されている。より具体的に言うと、上記468点の所蔵品について、同博物館がそれらの文化財を所蔵するに至った年月日、入手方法、その他の特記事項について日本側が個別に調査、検討した結果が記載されており、それらの所蔵品の中には、日本が韓国に対して寄贈していない品目も含まれている。

また、1-74不服部分②には、日本側が、韓国の依頼に基づかず独自に調査し、朝鮮半島由来の文化財であると確認した東京国立博物館所蔵の物品の種類、入手時期、入手方法、入手先等が記載されており、それらの記載内容はこれまでに韓国側に対して明らかにされていないものである。

ウ 1-74 不服部分③は、昭和33年2月6日付け「韓国関係文化財参考資料」のうち「別紙2」の「東京国立博物館保管の朝鮮古墳出土美術品のリスト（昭和33年2月6日）」と題する目録形式の文書の一部であり、同部分には、日本側が、昭和33年1月15日の韓陽新聞の記事を参考に、同博物館所蔵の朝鮮半島由来の文化財等を確認、照合し、韓国側が引渡しを請求してくると予想される物品についての日本側の調査結果（具体的には品名、個数、当該物品の概要、性質、特徴、状態、入手時期、入手方法等）が記載されている（乙A第503号証11ページ以下）。同部分には、北朝鮮はもちろん、韓国に対しても、これまでに開示したことのない日本側内部における独自の調査結果が記載されており、日本が韓国に対して引き渡していない文化財等に係る情報も多数含まれている。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等に対して今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、また、韓国も、今後、同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分あることからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(イ) 前記(2)のとおり、1-74不服部分①ないし③には、文化財の品目ないし種類、数量のみならず、当該文化財の概要、性質、特徴、状態、入手時期、入手方法等、我が国が当該文化財等について独自に調査、確認した詳細な事項が記載されており、北朝鮮や韓国が朝鮮半島由来の文化財問題に対して大きな関心を有し、それらが自己の所有に属するとの強い意識を持っていることに鑑みれば、1-74不服部分①ないし③に係る情報が公となって入手時期や入手方法等が明らかとなると、北朝鮮及び韓国が、今後の我が国との交渉を行うに当たり、当該文化財等が当然に自らに帰属すべきものであるとの主張をする手掛かりを与えることになり、我が国に対して一方的かつ恣意的に上記文化財等の引渡しや代償措置を請求してくることが容易に想定される。

殊に、東京国立博物館は、独立行政法人国立文化財機構が管理運営している施設であり、1-74不服部分①に係る所蔵品の目録に記載された文化財等の取扱いについては、外務省や日本政府のみで判断することはできないものである。しかるに、北朝鮮や韓国がそのような事情を理解せず、強く当該文化財等の引渡しに固執するような事態になれば、我が国が対応に窮することになる。

さらに、1-74不服部分①ないし③が公になることによって知られることになる東京国立博物館が所蔵する朝鮮半島由来の文化財等の全容と、我が国が最終的に韓国に引き渡した文化財（乙A第254号証2ページ、乙A第504号証12ないし20ページなど）とを比較照合すれば、我が国が韓国との交渉において韓国に引き渡した文化財等と引き渡さなかつた文化財等とのそれぞれの種類、内容、性質、特徴等を分析、検討することが可能となり、北朝鮮がこれを知れば、引渡しを請求する文化財の選別の参考となり、それらの情報は言わば選別基準に準ずるものとみることができる。

取り分け、1-74不服部分①及び③に係る所蔵品等の目録は、日韓国交正常化交渉当時に日本側が内部の検討資料として一覧形式に分かりやすくまとめたもの（又はその一部）であり、北朝鮮又は韓国が他にこのような目録を入手する術はないから、交渉ないしそのための検討資料としての利用価値が高いことが容易に推察される。

したがって、1-74不服部分①ないし③に係る情報が明らかとなつた場合、北朝鮮や韓国が、これらを、将来の我が国との交渉時における我が国の対応やその意図を推測、分析、検討する際の資料にしたり、それらの情報を自らの主張の根拠づけに用い、あるいは、北朝鮮が、日韓の交渉時におけるのと同様の対応を我が国に要求し、種類、内容及び割合等において同程度の規模となる文化財等の引渡しを求めるなどすることが十分に考えられる。そのため、1-74不服部分①ないし③を開示した場合、我が国が北朝鮮ないし韓国との交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

(イ) 以上によれば、1-74不服部分①ないし③に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれのある情報の典型例とされる「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」等に該当するものにはかならない。したがって、外務大臣が1-74不服部分①ないし③を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについては相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、前記(1)のとおり、通し番号1-74の文書中の不開示部分に係る情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得る

ものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、今後の北朝鮮との日朝国交正常化交渉等に当たり、両者間において文化財問題が交渉の対象事項とされることが容易に想定され、北朝鮮及び韓国が文化財問題に対して一貫して強い关心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の古書に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集して、これを利用した交渉を開することが想定される。そのため、通し番号1-74の文書が過去の資料であっても、1-74不服部分①ないし③が開示されることによって、北朝鮮や韓国が、新たに判明した我が国の調査結果に基づく文化財の種類、内容、性質及び特徴や入手時期、入手方法等に関する詳細で利用価値の高い情報を取得し、引渡しを求める文化財等の選別のための参考としたり、自らの主張を根拠づけるために利用し、あるいは我が国の対応等を推測ないし分析したりするために用いることが十分に考えられる。このように、北朝鮮及び韓国が、1-74不服部分①ないし③に係る情報を我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料として利用することにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定されるのであり、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。

したがって、原判決の上記判示は相当でない。

(4) 小括

以上によれば、1-74不服部分①ないし③に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

8 通し番号1－75（乙A第232号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1－75の文書は、外務省アジア局北東アジア課が昭和35年4月6日付けで作成した「韓国文化財に関する件」と題する内部文書であり、我が国が所有する韓国文化財に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。その不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、専ら国有の朝鮮関係文化財の現状についてのものであることが明らかであり、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等とは考え難い（原判決別紙5・659, 665ページ）。

そうすると、上記情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・665, 666ページ）。

(2) 原判決には明らかな事実誤認があること

通し番号1－75の文書の概要は、原判決が認定しているとおりである。しかしながら、上記不開示部分の記載内容が、国有の朝鮮関係文化財の現状に関するものであり、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等には当たらない旨の原判決の上記認定には、明らかな事実誤認がある。

すなわち、上記不開示部分に係る情報の内容をより具体的に言うと、上記不開示部分には、その直前の箇所（乙A第232号証－14－, －15－ページ）に記載された我が国に所在する朝鮮由來の文化財の現状についての情報を踏まえて、我が国が文化財問題解決の方針として韓国側に引き渡

す旨を提案することを検討中の文化財の所在、個数と、我が国が引渡しを検討中の文化財の数量に対する韓国側の認識を推測した内容、我が国の提案に対して予想される韓国側の対応、これらを踏まえた我が国の対応とこれに関する問題点、我が国がある種別の文化財を引き渡すに当たっての問題点と必要となる措置等が記載されている。これらの問題点を記載した部分には、我が国的基本的な対応方針の弱点とも捉えられかねない意味合いの内容のものが含まれている。

このように、上記不開示部分には、国有の朝鮮関係文化財の現状についての情報にとどまらず、我が国的基本的な解決方針や具体的な提案の内容、それに対する韓国側の予測される認識、対応等が記載されているのであり、これは、韓国側に寄贈するものの選別基準ないしそれに準ずるものに当たるばかりか、その解決方針に基づき一定の提案や措置を実施する上で我が国の弱点とも捉えられかねないような機微にわたる問題点の検討内容等をも含むものである。

以上のとおり、原判決の上記認定には明白な事実誤認がある。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記第 2 章第 2 の 3 (2) 及び通し番号 1 - 1 3 の文書に関する前記 1 の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国側は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有し、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものであることを主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する議論が行われることが当然に予想され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすると、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財

等にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

そして、通し番号1-75の文書の不開示部分には、前記(2)のとおり、我が国が文化財問題の解決方針として当時韓国側に引き渡すことを提案することを検討していた文化財の所在、個数のほか、その方針、提案に対して予想される韓国側の態度、対応やこれらに関連する問題点が記載されており、これは、我が国が韓国側に寄贈する文化財の選別基準ないしこれに準ずる内容はもとより、その対応方針を実施するまでの問題点や対応を要する措置、日本側の対応方針の弱点とも捉えられかねない内容をも含むものである。そうすると、北朝鮮や韓国が上記不開示部分の記載内容を知ることになれば、将来の交渉に際して我が国の対応やその意図を推測ないし分析したり、また、我が国が韓国との過去の交渉時に検討したものと同様の提案や対応措置を求めるなど、交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

上記不開示部分に係る情報は、前記2(通し番号1-60の文書に係る主張)(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれのある情報の典型例とされる、「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」等に該当し、又は準ずるものにはかならない。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、通し番号1-75の文書の不開示部分に係る情報は、選別

基準又はこれに準ずるものとはいえない以上、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない旨判示する。

しかしながら、前記(2)のとおり、上記不開示部分に係る情報は、我が国の文化財問題解決のための基本方針や、当時韓国側に引き渡す旨を提案することを検討中であった文化財の所在、個数、この提案に対して予想される韓国側の態度、対応や、これらに関連する問題点が記載されており、将来における交渉にも通ずる我が国的基本的な対応方針やそれを実施するまでの弱点とも捉えられかねない内容等を含むものである。同情報は、正に寄贈文化財の選別基準又はこれに準ずるものに該当するのみならず、それ以上に我が国的基本的な対応方針に係る機微な検討内容や問題点の考察内容を含むものであるから、これが公となつた場合、将来の北朝鮮等との交渉時における我が国対応やその意図を事前に推測ないし分析する重要な材料となるものである。この点、原判決自身も、寄贈文化財の選別基準等に当たるものについては、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

(イ) また、原判決は、通し番号1-75の文書の作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号所定の「おそれ」の存在を認めるに足りる的確な証拠はないとして、控訴人（被告）において、同文書の不開示部分が情報公開法5条3号の不開示情報に該当することを推認するに足りる事情の主張立証がなされていないとする。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮や韓国との交渉に当たっても、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わり

はなく、我が国の過去の対応方針や検討内容は、今後の交渉に当たっても、我が国の対応等を推測するための格好の参考資料となる。したがって、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を開くようとすることが予想されるから、上記不開示部分に係る情報は、過去の資料であっても、北朝鮮や韓国が、我が国の対応等を推測ないし分析するために用い、あるいは、過去の我が国の検討内容を所与の前提として、これに沿う要求をするなど、同情報を我が国との交渉等を自らに有利に進めるための材料として利用することが考えられ、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることが十分に想定される。そして、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものでないことは、既に述べているとおりである。

(4) 以上のことからすると、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分の情報が情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

9 通し番号1-80（乙A第237号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-80の文書は、外務省アジア局第二課が昭和27年2月18日付で作成した「文化財保護委員会本間氏との会見報告」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討する際の資料等として作成されたものであり、その不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし④に記載のもの）に係る情報は、日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」、「数量」及び「所蔵場所」で

あると推認することができる（原判決別紙5・696, 697ページ）。

これは、日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、通し番号1-80の文書の作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となるものとはいえず、これが公になることにより、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（原判決別紙5・697, 698ページ）。

また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえない。したがって、上記情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・698ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

通し番号1-80の文書及びそのうちの不開示部分の概要は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、不開示部分のうち、控訴人が不服を申し立てている原判決696ページ掲記の不開示部分②ないし④（以下「1-80不服部分」という。）には、外務省からの調査依頼に対し、我が国の図書館等（不開示部分②については米澤文庫、不開示部分④については蓬左文庫）が、当該図書館等に所蔵された朝鮮半島由来の古書籍の具体的な書名や冊数を記載して提出した目録であり、我が国が韓国に対しても明らかにしたことのない飽くまで内部的な検討過程で作成された調査結果が記載されている。

また、不開示部分②には、書名及び冊数が、不開示部分③には、書名及び冊数のほか、著者名、発行地、発行所、刊年等も記載されており、不開示部分④には、各書籍の書名、冊数及び評価見込額に加え、一部書籍について入手経路ないし朝鮮半島から到来した経緯（同文書52, 53ページには、そ

の概要が記載されているところ、不開示部分④にはどの書籍が当該概要で述べられた内容に該当するかが特定できる記載もある。) も記載されている。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 前記第 2 章第 2 の 3 (2) 及び通し番号 1 - 1 3 の文書に関する前記 1 の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが当然に予想され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようすることが容易に察せられる。

(4) 1 - 8 0 不服部分は、上記のとおり、韓国との文化財問題に関する交渉に当たって、日本側が検討過程で図書館等に調査を依頼し、第三者等への開示を予定せずに作成した図書館等に所蔵された古書籍についての内部文書であり、それには韓国側に最終的に引き渡されなかった品目も含まれている。

このように韓国に引き渡していない文化財の具体的な品名等まで明らかになれば、前記第 2 章第 2 の 3 (2) イ (ウ) のとおり、北朝鮮や韓国が、該当する品目について一方的かつ恣意的に強硬な引渡しや代償請求をすることは十分に考えられる。殊に、不開示部分②は米澤文庫、不開示理

由④は蓬左文庫に係る目録であるところ、同各文庫は、民間の公開図書施設であり、同各文庫内の文化財の扱いについては、外務省や日本政府の判断のみでこれを決することはできないものである。しかるに、北朝鮮や韓国がそのことを理解せず、強くその引渡しに固執するような事態になれば、我が国が対応に窮することになる。

(ii) また、上記のことと加え、不開示部分③の著者、発行地、発行所、刊行年、不開示部分④の評価額、入手経路等の各記載も、具体的な書籍を特定する材料となるほか、北朝鮮や韓国側が書籍の発行地に基づき自らの支配領域に属する旨を主張したり、我が国が引渡しをしない場合に評価額を代償として請求する金額等の参考にするなど、その主張を根拠づける材料として利用することが想定される。

さらに、1-80不服部分に記載された朝鮮半島由来の書籍等の全容と、韓国が我が国に返還を請求した蓬左文庫の蔵書等（乙A第505号証（通し番号1-7の文書）74ページ以下等）や我が国が最終的に韓国に寄贈した同書籍等（乙A第244号証）とを比較照合すれば、我が国が、韓国との交渉に当たり、自らに所在することを把握したものうち韓国に引き渡したものの割合や、韓国に引き渡したもの、引き渡さなかつたものそれぞれの種類、内容、性質、評価額、特徴を分析、検討する材料となり得る。

北朝鮮及び韓国が、上記の分析、検討を行うことにより、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財等で韓国側に寄贈するものの選別に際して我が国が特に重視した事項や基準、対応方針等をうかがい知ることができ、これらを、将来の交渉等における我が国の対応やその意図を推測、分析、検討する際の資料にしたり、自らの主張の根拠づけに用いたりするなど、交渉等を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられ、我が国が交渉等で不利益を被るおそれがあることが十分に想定される。原判

決もこのような選別基準等（当該書籍等の評価額を含む。）については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

(I) 上記のものを内容とする1-80不服部分に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれがあるとされる典型例とされる、「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」等に該当し、又はこれに準ずるものにはかならない。

しかし、1-80不服部分に記載されている目録は、日韓国交正常化交渉当時に日本側の内部検討用として一覧形式に分かりやすくまとめた目録であり、北朝鮮又は韓国が他にこのような目録入手する術はないから、これらの目録が今後の交渉の参考資料として利用価値が高いものであることは、容易に推察される。

(オ) 以上のことからすると、外務大臣が1-80不服部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-80の文書の不開示部分に係る情報は、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料とはなり得ず、同情報が北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、北朝鮮や韓国との交渉に当たっても、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりなく、北朝鮮及び韓国が同問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有しているこ

などを考慮すると、北朝鮮や韓国は、過去の資料を含め、同問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を開こうとすることが想定されるから、1-80不服部分が公になれば、今なお北朝鮮や韓国側が、これを我が国の対応や寄贈する文化財等の選別基準等を推測ないし分析するのに用い、あるいは、過去の我が国の検討内容を所与の前提として、これに沿う要求をするなど、これらの情報を我が国との交渉等を自ら有利に進めるための材料とすることが十分に考えられるのであり、それにより我が国が交渉等において不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。そして、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものでないことは、既に述べているとおりである。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-80不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

10 通し番号1-81（乙A第238号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-81の文書は、外務省アジア局第二課が昭和28年5月20日付けで作成した「韓国関係文化財調査に関する打合」と題する文書を始めとする文書群であり、その不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし③に記載のもの）に係る情報は、日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」、「数量」、「所蔵場所」等（ただし、不開示部分②についてはその経済的評価を含む。）であると推認できる（原判決別紙5・699, 700ページ）。

不開示部分②の経済的評価部分は、韓国側に寄贈するものの選別基準等であり、一般的又は類型的にみて、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる（原判決別紙5・700、701ページ）。他方、その余の不開示部分は、日韓会談当時における日本側の調査結果として日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、通し番号1-81の文書の作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（原判決別紙5・701、702ページ）。

よって、各不開示部分のうち上記経済的評価部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる（原判決別紙5・702ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

通し番号1-81の文書中の不開示部分の内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、各不開示部分は、韓国との交渉に当たって、外務省からの調査依頼に対し、京都大学（不開示部分①）、蓬左文庫（不開示部分②）及び宮内庁図書寮（不開示部分③）から回答された、それぞれが所蔵する韓国文化財及び書籍等の目録である。これらは、飽くまで内部的な検討過程において実施された調査結果の詳細であって、当該文化財等には韓国側に最終的に引き渡されなかった品目も含まれている。これらの目録には、品名（図書名）、数量（冊数）及び所蔵場所、入手年月日、入手方法ないし入手経路（買入・寄贈等の別、譲渡人名、譲渡価額等）、日本渡来当時の所有者、制作年代、原所在地等の全部又は一部がそれぞれ記載されており、不開示部分②には、当時の経済的評価も記載されている（乙A第

238号証7ないし12枚目)。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが当然に予定され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(イ) 通し番号1-81の文書中の不開示部分には、我が国が韓国に対しても明らかにしたことのない京都大学、蓬左文庫及び宮内庁図書寮における朝鮮半島由来の文化財の品名、数量、入手方法ないし入手経路の全容が具体的かつ詳細に記載されており、これらの中には、韓国側に最終的に引き渡されなかった品目も相当程度含まれている。そして、前記のとおり、北朝鮮は、朝鮮半島由来の文化財等に今なお極めて強い関心を有しており、これらが当然に自らに返還されるべきものであるとの考え方によっており、韓国にも、近時、未返還の文化財等の返還を求める動きがあることに照らせば、これらの目録に記載された朝鮮半島由来の文化財等、殊に韓国に引き渡されなかったものの具体的品名、数量等が明ら

かになれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に対し、一方的かつ恣意的に、上記文化財等の引渡しや代償を強硬に請求してくることが十分に予想される。取り分け、民間の公開図書施設である蓬左文庫の目録（不開示理由②）に記載された書籍等は、その扱いを外務省や日本政府の判断のみで決することができないものであるが、北朝鮮や韓国がその事情を理解せず、引渡しに固執する事態になれば、我が国が対応に窮することになる。

(ウ) 前記(2)のとおり、上記各目録には、我が国が京都大学、蓬左文庫及び宮内庁図書寮からの回答により調査、検討した我が国所在の文化財等の品名(書籍名)、入手年月日、入手方法なし入手経路(買入・寄贈等の別、譲渡人名、譲渡価額等)、日本渡来当時の所有者、制作年代、原所在地等のほか、一部につき経済的評価が記載されているが、これらは飽くまで上記の回答を受けた段階での調査、検討の結果を記載したものにとどまる。しかるに、北朝鮮や韓国が、今後の交渉に際し、これらの情報を確定した内容のものとして自らの主張を根拠づける材料として用いる可能性があり、例えば、上記目録等に記載された品名、所有者、制作年代等からすれば、当該文化財等が自らに帰属すべきものであるとして引渡しを求める根拠としたり、引渡しがされない場合には、上記目録記載の譲渡価額や経済的評価を現在の貨幣価値等に引き直した額を代償額として請求する金額の算定根拠とすることなどが考えられる。

また、上記目録に記載された朝鮮半島由来の書籍の全容と、韓国が我が国に返還を請求した同書籍等(乙A第505号証(通し番号1-7の文書)74ページ、乙A第107号証-12-ないし-21-等)や我が国が最終的に韓国に引き渡した同書籍等(乙A第244号証)とを比較照合すれば、我が国が保有し、韓国から返還請求を受けた文化財等のうち、どの程度の割合のものを韓国に引き渡したかということに加え、

韓国に引き渡したものと引き渡さなかつたものとの種類、内容、性質、取得価額、特徴等を分析、検討することが可能となる。これは、上記目録の記載が、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財等で韓国側に寄贈するものの選別に際して我が国が特に重視した事項や基準等のいわば選別の基準に準ずるもの等を分析、検討するための材料となり得ることを意味する。

以上のことからすると、北朝鮮や韓国が、通し番号1-81の文書中の不開示部分に係る情報を知れば、将来の我が国との交渉時における我が国の対応やその意図を推測、分析、検討したり、自らの主張を正当化するための根拠として用いたり、また、北朝鮮においては、交渉条件等が異なっても、韓国との交渉時と同様の対応を要求し、同一の種類、内容及び割合の文化財等の引渡しを求めるなどして、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることが十分想定される。

取り分け、上記不開示部分中の目録の記載は、日韓国交正常化交渉当時に日本側の内部検討用として一覧形式に分かりやすくまとめられたものであり、北朝鮮又は韓国が他にこのような目録入手する術はなく、今後の交渉に当たっての利用価値が高いものであることが容易に察せられる。

(I) 以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、経済的価値に関するものに限らず、その余についても、前記2(通し番号1-60の文書に係る主張)(3)アで述べた、情報公開法5条3号の不開示情報の典型例とされる、交渉(過去のものも含む。)に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報に該当し、又はそれに準じるものにはかならない。

したがって、外務大臣が上記不開示部分が公となると我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-81の文書の不開示部分（不開示部分②の経済的評価部分を除く。）に記録されている情報は、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料とはなり得ず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、北朝鮮との交渉等に当たっても、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、我が国の過去の対応方針や検討内容は、今後の交渉に当たっても、我が国の対応等を推測するための格好の参考資料となる。北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、文化財問題に関する我が国の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを用いた交渉を展開しようとすることが当然に予想されるから、通し番号1-81の文書中の不開示部分は、原判決が不開示処分を適法とした不開示部分②の経済的評価に係る部分以外の部分についても、今なお北朝鮮や韓国が、我が国の対応や寄贈する文化財等の選別基準等を推測ないし分析するために用い、あるいは、過去の我が国の検討内容を所与の前提としてこれに沿う要求をするなど、これらの情報を我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが可能であり、これが公になれば、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分に想定される。そして、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものでないことは、既に述べているとおりである。

なお、前記のとおり、上記不開示部分に係る情報は、韓国に寄贈する文化財等の選別基準等を分析等する材料となり得るものであり、原判決もこのような選別基準等については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しており（原判決100、101ページ）、不開示部分②の経済的評価に係る部分については、選別基準等に該当するものとして不開示処分を適法としている。しかるに、寄贈する文化財等は、単に経済的評価額だけで選別されるものではなく、不開示部分②の経済的評価に係る部分以外の記載が、今後の韓国ないし北朝鮮との交渉において、日本側の選別基準等を推測するための有意な資料となることは前述のとおりであって、原判決はこの点を看過したものと言わざるを得ない。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、不開示部分②の経済的評価部分だけでなく、その余の部分についても、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

11 通し番号1-82（乙A第239号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-82の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）に係る情報は、日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」、「所蔵場所」等であると推認することができ、これは、日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財に関する

るものであるとしても、通し番号1-82の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（原判決別紙5・704ページ）。

したがって、当該情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・704, 705ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

通し番号1-82の文書及びその不開示部分の概要は、おおむね原判決が認定するとおりであるが、控訴人が不服を申し立てている不開示部分①（7ないし16ページ（-6-に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分）についてより具体的に言うと、外務省からの調査依頼に対し、尊經閣文庫から昭和28年6月頃に回答された同文庫に所在する朝鮮半島由来の書籍に関する調査結果であり、韓国側に最終的に引き渡されなかつた書籍も含め、品目、数量及び撰者、抄本であること等の参考事項が記載されているものであり、このような同文庫に関する詳細な調査結果は、これまで我が国は韓国に対しても明らかにしていない。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化

交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて、多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようすることが容易に察せられる。

- (イ) 上記不開示部分①には、これまでに我が国が韓国に対しても明らかにしたことのない尊経閣文庫所在の朝鮮半島由来の書籍等の全容が記載されている。韓国や北朝鮮の文化財問題に関する関心の強さに照らせば、これらの書籍等の具体的な品名、数量等が公になれば、北朝鮮や韓国が、当該書籍等について、一方的かつ恣意的に強硬な引渡しや代償の請求をすることが十分考えられる。殊に、尊経閣文庫は財団法人前田育徳会が運営する公開図書施設であり（乙A第506号証）、当該書籍等の扱いについては外務省や日本政府の判断のみで決することができないものであるが、北朝鮮や韓国が、そのような事情を理解せず、強く当該書籍等の引渡しに固執するような事態になれば、我が国が対応に窮することになる。
- (ロ) また、不開示部分①には、撰者、抄本であること等の参考事項も記載されており、これが公にされて知られることになると、尊経閣文庫における朝鮮半島由来の書籍の全容と、韓国が我が国に返還を請求した書籍等（乙A第505号証88ページ以下等）や我が国が最終的に韓国に寄贈した書籍等（乙A第244号証）とを比較照合すれば、我が国が国内に所在することを把握し、あるいはその中で韓国から返還の請求を受けた書籍等のうち、韓国に寄贈したものと寄贈しなかったものの種類、内容等を分析することが可能となり得るのであり、不開示部分①の記載内

容は、言わば寄贈するものとしないものとの選別基準に準ずる事項に係る情報ということができる。

このように、北朝鮮や韓国が、我が国が韓国に対し寄贈した文化財とそうでない文化財を比較分析すれば、これをもって、将来の我が国との交渉時における我が国の対応やその意図を推測したりするなど、交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

取り分け、不開示部分①に記載されている目録は、日韓国交正常化交渉当時に日本側の内部検討用として一覧形式に分かりやすくまとめられた目録ないしその一部であり、北朝鮮又は韓国が他にこのような目録入手する術はないから、交渉ないしそのための検討資料としての利用価値が高いことが容易に推察される。

不開示部分①に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれがある情報の典型例とされる、交渉（過去のものも含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報に該当し、又はそれに準ずるものにはかならない。

(I) 以上によれば、外務大臣が不開示部分①を開示することより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-82の文書中の不開示部分①に係る情報が、時

の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、北朝鮮との交渉等に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、我が国の過去の対応方針や検討内容は、今後の交渉に当たっても、我が国の対応等を推測するための格好の参考資料となる。したがって、北朝鮮や韓国は、過去の会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の古書に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが想定されるから、不開示部分①が公になれば、北朝鮮や韓国が、これを我が国の対応等を推測ないし分析したりするために用い、あるいは、過去の我が国検討内容を所与の前提として、これに沿う要求をするなど、これらの情報を我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。そして、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものでないことは、既に述べているとおりである。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、不開示部分①に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

12 通し番号1-83（乙A第240号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-83の文書は、外務省が昭和30年4月26日付けで作成した内部文書であり、その不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、東洋文庫に所蔵されていた韓国書籍等の「品目」、「数量」、「所蔵場所」等であると推認することができる（原判決別紙5・707ページ）。

そうすると、当該情報は、日本側の調査結果としての東洋文庫所蔵の韓国書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、通し番号1-83の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

よって、上記情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・708ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

通し番号1-83の文書中の不開示部分（同文書の3ないし83ページ）のうち、控訴人が不服を申し立てている部分（同文書の3ないし79ページ。以下「1-83不服部分」という。）の内容は、おおむね原判決が認定するおりであるが、より正確には、東洋文庫ではなく、河合文庫（京都大学図書館）、米澤文庫の上杉家本邸、南葵文庫（東京大学図書館）、米澤図書館にそれぞれ所蔵された、朝鮮半島由来の書籍等の品目（刊本・写本の別等も含む。）、数量等が詳細に記載されている目録である（乙A第240号証2枚目）。

1-83不服部分は、韓国との文化財問題に関する交渉に関する日本側

における検討過程で、東洋文庫の田川博士が作成したものであり、韓国側にも開示されたことのない我が国の内部文書であり（同号証1枚目）、韓国側に最終的に引き渡されなかった書籍の記載もある。なお、上記図書館等に所蔵された朝鮮半島由来の書籍等の目録については、韓国側開示文書として公開された形跡はない。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが当然に予想され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(イ) そして、1-83不服部分は、日本側が調査した当時、河合文庫（京都大学図書館）等に所蔵されていた朝鮮半島由来の書籍等を一覧形式にまとめた文書であり、これまでに我が国が韓国側に対しても明らかにしたことがないものである。北朝鮮や韓国文化財問題に関する関心の強さに照らせば、1-83不服部分に記載された朝鮮半島由来の書籍、特に韓国に引き渡されていない文化財の具体的な品名、数量等が明らかに

なれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に対して、当該書籍等につき一方的かつ恣意的に強硬な引渡しや代償の請求をすることが十分に考えられる。殊に、1-83不服部分には、控訴人とは異なる法的主体である国立大学法人の図書館、民営図書館等の所蔵図書が記載されているのであり、当該図書等の扱いについては外務省や日本政府の判断のみで決することはできないが、北朝鮮や韓国が、そのような事情を理解せず、強く当該図書等の引渡しに固執するような事態になれば、我が国が対応に窮することになる。

また、1-83不服部分が公になることによって知られることになる上記の各図書館等所在の朝鮮半島由来の書籍と、我が国が最終的に韓国に引き渡した書籍等（乙A第244号証）とを照合すれば、我が国が国内に所在することを把握したもののうち韓国に寄贈しなかった書籍等を分析することも可能となり得る。このように、1-83不服部分が公になる場合、北朝鮮及び韓国が、我が国が韓国との交渉に当たり、その記載内容を、どのような書籍等について寄贈する対応を取らなかったか等について検討、分析する資料や、将来の我が国との交渉時における我が国の対応等を予測するために利用するなど、交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

取り分け、1-83不服部分に記載されている目録は、日韓国交正常化交渉当時に日本側の内部検討用として一覧形式に分かりやすくまとめられた目録ないしその一部であり、北朝鮮又は韓国がこのような目録を他に入手する術はないから、交渉ないしそのための検討資料としての利用価値が高いことは容易に察せられる。

上記のものを内容とする1-83不服部分に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アのとおり、情報公開法5条3

号所定のおそれがある情報の典型例とされる、交渉(過去のものも含む。)に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報に該当し、又はこれに準ずるものにほかならない。

(イ) 以上のことからすると、外務大臣が1-8-3不服部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-8-3の文書の情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-1-3の文書について述べたように(前記1)、将来の北朝鮮との交渉等に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が文化財問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の古書に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとする事が想定される。したがって、過去の資料であっても、北朝鮮や韓国が、通し番号1-8-3の文書の上記不服に係る部分によって、我が国の対応等を推測ないし分析したりするために用い、あるいは、過去の我が国政府の検討内容を所与の前提として、これに沿う要求をするなど、これらの情報を我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料とすることにより、我が国が

交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分に想定される。そして、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものでないことは、既に述べているとおりである。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

13 通し番号1-84（乙A第241号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-84の文書は、外務省が作成した「東京国立博物館所蔵韓国所出品」と題する内部文書であり、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に記録されている情報は、当時同博物館に所蔵されていた韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」、「発見場所」等であると推認することができる（原判決別紙5・709, 710ページ）。そうであれば、当該情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時同博物館に所蔵されていた韓国文化財、書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍等に関するものであるとしても、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、当該情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると

は認められない（原判決別紙5・711ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

上記不開示部分のうち、控訴人が不服を申し立てている部分は、①通し番号1-84の文書の2ないし11ページの「発見場所」、「受理年月日」、「受理区分」、「納入者」及び最下段の「備考」欄、並びに12ないし19ページの「受理年月日」、「受理区分」、「納入者」、最下段の「備考」欄の各記載内容（以下「1-84不服部分①」という。）、②同文書の19ページ左から1ないし4行目（以下「1-84不服部分②」という。）、③同文書の20ないし30ページの「受理年月日」、「受理区分」及び「備考」の欄の各記載内容（以下「1-84不服部分③」という。）、④同文書の30ページ左から1ないし4行目（ただし、①及び③のうちそれぞれ当該鉤括弧内の文言が含まれる項目欄の列を除く。以下「1-84不服部分④」という。）について開示を命じた部分である。

上記不開示部分に係る情報の内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、1-84不服部分①及び②は、外務省からの調査依頼に対して東京国立博物館が回答した「東京国立博物館所蔵韓国出土品」と題する調査表の一部であり、1-84不服部分①には、韓国側が昭和28年5月に日本側に提示した目録（韓国が日本に所在する韓国関係文化財として我が国に対して調査を依頼した物品の目録）に記載された同博物館所蔵の468点について、昭和32年当時の日本側の調査結果（外務省から同博物館への照会に対する回答）が記載されている。その具体的な内容は、上記468点の物品について、同博物館がそれらの文化財を所蔵するに至った年月日、入手方法、納入者、その他の特記事項が記載されたものであり、上記468点の物品には、日本が韓国に対して寄贈していない品目のものも含まれている。また、1-84不服部分②には、我が国が、韓国側からの調査依頼によらずに独自に調査し、朝鮮半島由来の文化財であると確認した同

博物館所蔵の物品の種類、入手時期、入手方法、入手先等が記載されており、その記載内容は韓国側に明らかにされていない。

上記調査表のうち 1-84 不服部分①及び②以外の部分には、韓国側が作成し、提示した上記目録記載の文化財に係る品目名及び個数等が記載されているのみであり、通し番号 1-103 の文書の開示部分（乙A第254号証の2枚目）ともおおむね同じ内容であるため、控訴人はこの部分については不服を申し立てない。

1-84 不服部分③及び④を含む通し番号 1-84 の文書の 20 ないし 30 ページは、外務省が日韓会談を行うに当たり、文化財保護委員会が 1-84 不服部分①及び②を含む調査表を基に昭和 32 年 2 月に作成した目録であり、その内容は、通し番号 1-74 の文書中の不開示部分 12 ないし 21 ページと同一であり、1-84 不服部分③に係る情報の内容は、1-84 不服部分①に係る情報の一部とほぼ同様のものであり、1-84 不服部分④に係る情報の内容は、1-84 不服部分②のそれと同一である。

いずれの目録も、日本側が日韓会談当時に文化財問題の検討過程で作成したものであり、韓国側に示したことのない内部文書であり、そこには、韓国側に最終的に引き渡していない文化財等に関する情報も多数含まれている。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 前記第 2 章第 2 の 3 (2) 及び通し番号 1-13 の文書に関する前記 1 の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等に対して今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国

も、今後、我が国に対して同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすると、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを用いた交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(イ) 前記(2)のとおり、1-8-4不服部分②及び④には、我が国が独自に調査し、朝鮮半島由来の文化財であると確認した東京国立博物館所蔵の物品について、その具体的な種類、入手時期、入手方法、入手先等が記載されており、これらの情報は、これまでに我が国が韓国に対して明らかにしたことがないものである。そのため、これらの情報が明らかになれば、韓国や北朝鮮が朝鮮半島由来の文化財問題にいまだに強い関心を持ち、所有意識を根強く有していることに照らせば、北朝鮮や韓国が、今後の我が国との交渉に当たり、当該文化財等について、我が国に対し、一方的かつ恣意的に強く引渡しを求めたり、代償の請求をしてくることが十分に考えられる。

殊に、東京国立博物館は、独立行政法人国立文化財機構が管理運営している施設であり、同博物館が所蔵する上記文化財等の扱いについては、日本政府のみで判断することができないものである。しかるに、北朝鮮や韓国がそのような事情を理解せず、強く当該文化財等の引渡しに固執するような事態になれば、我が国が対応に窮することになる。

(カ) また、前記(2)のとおり、1-8-4不服部分①ないし④には、文化財の品目、数量のみならず、入手時期、入手方法、入手先（納入者）等、当該文化財について我が国が調査し、確認した内容が記載されているのであり、北朝鮮や韓国が、これらの情報を基に、上記目録等に記載された出土場所、製作国等の情報から、当該文化財等が自らに帰属すべきも

のである旨主張するなど、自らの主張を根拠づける材料として用いることが容易に想定される。

さらに、東京国立博物館が所蔵する朝鮮半島由来の文化財等の全容と、我が国が最終的に韓国に引き渡した文化財（乙A第254号証2ページ、乙A第504号証12ないし20ページ）とを比較照合すれば、我が国が韓国との交渉時に文化財等のうち韓国に引き渡したものと引き渡さなかつたもののそれぞれの種類、内容、性質、特徴等を分析、検討することが可能となり、その成果等に基づいて、将来、文化財問題の交渉がされる時の我が国の対応やその意図を推測、分析したり、自らの主張を根拠づけるために用いることが十分に考えられる。また、北朝鮮は、自らの要求内容等を始めとする交渉環境が我が国と韓国との交渉当時とは異なっていたとしても、我が国に対し、韓国との交渉時と同様の対応を要求し、同一の種類、内容及び割合等の規模により文化財等の引渡しを求めるなどし、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることが十分想定される。

(I) このように、1-84不服部分①ないし④に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれのある情報の典型例とされる「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」等に該当するというべきである。

取り分け、1-84不服部分①及び③に係る各目録は、日韓国交正常化交渉当時に日本側が内部で検討するための資料として一覧形式に分かりやすくまとめた目録（ないしその一部）であり、北朝鮮又は韓国が他にこのような目録入手する術はなく、今後の交渉に当たって入手して利用する価値が高いものであることが容易に察せられる。

(イ) したがって、外務大臣が1-84不服部分①ないし④を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したこ

とには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、前記(1)のとおり、通し番号1-84の文書中の不開示部分に係る情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮との交渉等に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が文化財問題に対して一貫して強い関心を持ち、所有意識を根強く有していることを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の古書に関する具体的な情報や文化財問題に関する日本政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを用いた交渉を展開しようとすることが想定されるのである。そのため、過去の日韓会談に当たり作成された資料であったとしても、1-84不服部分①ないし④が開示されることによって我が国の朝鮮半島由来の文化財等の全容や調査検討の内容が公開されると、そのような情報を、北朝鮮や韓国が、今後の我が国との交渉に際して、引渡しを求める文化財等を選別するための格好の参考資料としたり、あるいは、我が国の対応等を推測ないし分析するために用いるなど、我が国との交渉を自らに有利に進めるための材料として利用することが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれが生ずることを当然かつ絶対的に解消するものではない。

したがって、原判決の上記各判示は相当でない。

(4) 小括

以上によれば、1-84不服部分①ないし④に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

14 通し番号1-85について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-85の文書は、外務省アジア局が作成した韓国関係重要文化財の一覧表であり、同文書に記録されている情報は、当時日本国内に所在した韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」、「所有者」等であると推認することができる（原判決別紙5・712、713ページ）。

そうすると、通し番号1-85の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財、書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、通し番号1-85の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、上記情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・713ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

通し番号1-85の文書に記録されている情報の内容は、おおむね原判決が認定するとおりであるが、より具体的に言うと、文化財保護法所定の重要

文化財の指定又は旧重要美術品等の保存に関する法律2条1項に基づく認定を受けた文化財等（以下「重要美術品」という。）のうち、外務省が当時日本国内に所在する朝鮮半島由来のものであることを確認したもの的重要文化財指定日（「指定年月日」欄）、品目（「品目」欄）、数量（「員数」欄）、所有者（「所有者」欄）、日本に渡來した経緯（「備考」欄）等に係る調査結果を目録形式でまとめたものである（当該目録のうち、韓国観光重要文化財一覧との表題と、上記各鉤括弧内の文言が記載された列とを除く部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載の部分）が、控訴人が不服を申し立てている部分であり、以下「1-85不服部分」という。）。このような調査結果は、韓国側にすら従前開示されておらず、かつ、北朝鮮や韓国が自ら調査することは不可能であり、あるいは調査するにしても相当な困難が伴うものである。

（3）情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

（7）前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しております、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが当然に予想され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察

せられる。

(イ) そして、通し番号1-85の文書は、前記(2)のとおり、日本側が調査した朝鮮半島由来の重要な文化財等を一覧形式にまとめた文書であり、これまでに韓国に対しても明らかにされたことのないものであるから、1-85不服部分が公となれば、日本国内に所在する朝鮮半島由来の重要な文化財又は美術品の数量、発見場所、入手時期、入手方法、納入者、入手経緯等の詳細が明らかとなる。取り分け、ここに記載された朝鮮半島由来の重要な文化財等のうち韓国に引き渡されていないものの具体的な品名、数量等が明らかになれば、韓国や北朝鮮の文化財問題に関する関心の強さに鑑みれると、北朝鮮や韓国が、我が国に対して、当該文化財等につき一方的かつ恣意的に強硬な引渡し請求をしてくることが十分に考えられる。

また、1-85不服部分に記載されている上記調査結果と我が国が最終的に韓国に寄贈した書籍等（乙A第244号証）とを照合すれば、我が国が、我が国所在の朝鮮半島由来の文化財等で韓国側に寄贈するものの選別に当たり、当該文化財等が重要文化財や重要美術品であることや、その調査に際して併せて確認した事項等を、どの程度どのように考慮したのか等を分析することが可能となるものであり、上記調査結果は、このような分析を可能とさせる材料であるばかりか、言わば選別の基準に準ずる情報に当たるものともいえる。また、これらの情報によって、北朝鮮や韓国が、我が国が重要文化財等のうちどの程度の数量を韓国に対して寄贈したのかなどを分析することも可能となる。

原判決もこのような選別基準等（当該書籍等の評価額を含む。）については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

したがって、北朝鮮や韓国は、1-85不服部分に係る情報を、将来の我が国との交渉時における我が国の対応等を予測するために利用し、又は自らの主張の根拠に使用したり、また、北朝鮮においては、交渉条件等が韓国とは異なっても、韓国との交渉時と同様の対応（どの程度の数量の重要文化財を寄贈するか等）を求めるなどの点において交渉を自らに有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

取り分け、通し番号1-85の文書は、日韓国交正常化交渉当時に日本側の内部検討用として一覧形式に分かりやすくまとめられた目録であり、北朝鮮又は韓国がこのような目録を他に入手する術はないから、交渉ないしそのための検討資料としての利用価値が高いことは容易に推察される。

上記のものを内容とする1-85不服部分に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アのとおり、情報公開法5条3号所定のおそれがある情報の典型例とされる交渉（過去のものも含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報に該当し、又はこれに準ずるものにはかならない。

(ウ) 以上のことからすると、外務大臣が1-85不服部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-85の文書に記載されている情報は、時の経過

や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮との交渉等に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされるものであることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が文化財問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の文化財に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが想定される。したがって、1-85不服部分に係る情報が公になれば、今なお北朝鮮や韓国が、我が国の対応等を推測するなど、これを我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料として利用することが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。そして、時の経過や社会情勢の変化は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものでないことは、既に述べているとおりである。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-85不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

15 通し番号1-86（乙A第242号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-86の文書は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和

37年12月24日付け「韓国文化財の現状等に関する調書」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。同文書に記録されている情報は、当時日本国内に所在した韓国文化財等の「品目」、「数量」、「所有者」等と推認することができる（原判決別紙5・715, 716ページ）。

そうすると、当該情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての当時日本国内に所在した韓国文化財、書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、通し番号1-86の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

よって、上記情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・716, 717ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

通し番号1-86の文書に記載されている情報は、おおむね原判決が認定するとおりであるが、不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし④に記載のもの）について補足すれば、不開示部分①及び②は、北朝鮮に關係するとの主張が予想される文化財等の品目ないし種別、数量、そのような主張が予想される理由が記載され、不開示部分①には、所有者、現状等（所蔵場所、当該文化財等の由来）も記載されている。不開示部分③には、我が国が、当該文化財等が、北朝鮮、韓国のいずれに關係する文化財等と判断するかという点についての判断基準がうかがわれる記載がされている。不開示部分④には、通し番号1-75の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同

通し番号の⑤欄に記載のもの)と同じ記述, すなわち我が国が文化財問題の解決の方針として韓国側に引き渡す旨を提案することを検討中の文化財の所在, 個数, 我が国が引渡しを検討中の文化財の数量に対する韓国側の認識を推測した内容, 我が国の提案に対して予想される韓国側の対応, それを踏まえた我が国の対応, 我が国がある種別の文化財を引き渡すに当たっての問題点と必要となる措置等が記載されており, それらの記載は, 我が国が韓国に寄贈するものの選別基準ないしそれに準ずるものに該当するばかりか, その解決方針に基づき一定の提案や措置を実施する上での我が国の弱点とも捉えられかねない内容をうかがい知ることができる内容のものであり, 我が国の方針についての問題点や機微な検討内容をも含むものである(詳細は, 通し番号1-75の文書に係る前記8(2)のとおり。)。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり, 北朝鮮及び韓国は, 終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財に対して今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており, 北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており, 北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが当然に予想され, 韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば, 北朝鮮及び韓国が, 我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり, 我が国がこれらにつきいかなる調査, 検討を行ったかについて, 多大な関心を持ち, そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を開展しようとすることが容易に察せられる。

そして, 通し番号1-86の文書についてみると, 前記(2)のとおり,

不開示部分①及び②は、北朝鮮に關係するとの主張が予想される文化財等の品目ないし種別、数量、そのような主張が予想される理由が記載され、不開示部分①には、所有者、現状等も記載されている。不開示部分③には、我が国として、北朝鮮に關係する文化財等と判断するか、韓国に關係する文化財等と判断するかという問題について判断基準がうかがわれる記載がされている。これらの情報を北朝鮮が知ることとなれば、不開示部分①及び②に記載されている文化財等や、不開示部分③の記載からうかがわれる判断基準により北朝鮮に關係するとされる文化財等について、北朝鮮側が一方的かつ恣意的に強硬な引渡しないし代償の請求をしてくることが考えられるほか、不開示部分①及び②の記載のうち、北朝鮮に關係するとの主張が予想される理由に係る部分や、不開示部分③の記載からうかがわれる判断基準を参考にして、同様のことが当てはまる文化財等についても同様に引渡しないし代償を求めてくることが容易に考えられる。

また、不開示部分④の記載が公となると、通し番号1-75の不開示部分（前記8）と同様に、北朝鮮や韓国が、過去の韓国との交渉時に我が国がいかなる対応方針であったか、その際検討していた問題点等を知ることになり、将来の自らとの交渉時における我が国の対応やその意図を推測ないし分析したり、また、北朝鮮が我が国に対し、我が国が韓国との過去の交渉時に検討していたのと同様の対応を求めるなど、交渉を自らに有利に進めるための材料とすることが容易に考えられる。

したがって、上記各不開示部分を公にすれば、我が国が将来の北朝鮮等との交渉上不利益を被るおそれが十分想定される。

これらの情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アのとおり、情報公開法5条3号のおそれがある情報の典型例とされる、「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」に該当し、又はそれに準ずるものにはかならない。

よって、外務大臣が上記不開示部分の開示より我が国が北朝鮮等との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-86の文書に記録されている情報は、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮との交渉等に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされるものであることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が文化財問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の文化財に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を時の経過や交渉時の社会情勢いかんにかかわらず、最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが想定され、通し番号1-86の文書の不開示部分に係る情報は、今なお北朝鮮や韓国が、我が国の対応等を推測ないし分析するために用い、あるいは、過去の我が国の検討内容を所与の前提として、これに沿う要求をするなど、これらの情報を我が国との交渉を自らに有利に進めるための材料とすることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分に想定される。前述したことからすれば、このおそれがあることは、時の経過や社会情勢の変化によって消極に解されるものではない。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

16 通し番号1-87（乙A第243号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-87の文書は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が昭和38年3月18日付で作成した「東洋文庫田川博士との懇談記録」と題する内部文書である。同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの。乙A第243号証6, 7ページ）に係る情報は、宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍の評価等に関する田川博士の個人的見解であることが明らかであるから、当該情報が日本政府部内で検討された日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等又はこれに準ずるものであると推認することはできない。また、控訴人（被告）は、当該情報を開示した場合に上記文書の一部開示部分の内容と比較してもなお日本政府が北朝鮮との交渉上被ることになる具体的な不利益を主張しておらず、本件全証拠によっても、当該情報が、北朝鮮当局において文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものと認めるに足りる的確な証拠はない（原判決別紙5・718, 722ページ）。

したがって、上記不開示部分に係る情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮と交渉するに当たり直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいはず、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・722, 723ページ）。

(2) 原判決には明らかな事実誤認があること

上記不開示部分に係る情報が、宮内庁図書寮所蔵の韓国典籍の評価等に関

して、東洋文庫主査であった田川孝三博士（以下「田川博士」という。）の個人的見解であるとの原判決の認定には、事実誤認がある。

上記不開示部分は、田川博士が保有する宮内庁図書寮の蔵書に係る資料を政府内部で分析、検討した結果が記載されているものであり、より具体的に言うと、同資料に記載された情報の概要及び同資料を田川博士が保有した経緯に加え、同資料に記載された宮内庁図書寮における朝鮮半島由来の書籍の蔵書量と、別途宮内庁から外務省に交付された宮内庁図書寮の目録に記載された朝鮮半島由来の書籍の蔵書量とを比較した結果が記載されている。

したがって、上記不開示部分に係る情報は、単に田川博士の個人的見解ではなく、原判決の上記認定には事実誤認がある。

（3）情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

（7）前記第2章第2の3(2)及び通し番号1－13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対して今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、今後の我が国と北朝鮮との国交正常化交渉の際には、文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国も、今後、同様の問題を再び交渉の対象とするよう求めてくる可能性が十分ある。このことからすると、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて、多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を開しようとすることが容易に察せられる。

（4）前記（2）のとおり、上記不開示部分には、田川博士が保有する宮内庁

図書寮の蔵書に係る資料に記載された情報の概要及び同資料を田川博士が保有した経緯に加え、同資料に記載された宮内庁図書寮における朝鮮半島由来の書籍の蔵書量と、別途宮内庁が外務省に交付していた宮内庁図書寮の目録に記載された朝鮮半島由来の書籍の蔵書量とを比較した結果が記載されており、これを通じて、宮内庁図書寮には元々その目録に記載されていたのとは異なる量の朝鮮半島由来の書籍が所蔵されていたことがうかがわれるのである。

前記(ア)のように、北朝鮮や韓国が文化財問題にいまだ強い関心を持ち、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等に対して強い所有意識を有していることに照らすと、現時点において宮内庁図書寮に所蔵されている書籍か否かにかかわらず、過去に朝鮮半島から我が国にもたらされた書籍の量に係る資料の存在や、この資料を用いた宮内庁図書寮の目録記載の蔵書量との比較に関する日本政府内部の検討内容が開示されると、書籍名等が特定できなくても、北朝鮮や韓国は、過去に朝鮮半島から我が国にもたらされた書籍に関するものであることを理由に、一方的かつ恣意的に、田川博士が保有していた上記資料に関する調査結果の提出を求め、更には、当該資料に記載された書籍全てについて強硬にその引渡しないし代償の請求等をしてくることが容易に想定される。

また、上記不開示部分に係る情報が公になった場合には、北朝鮮や韓国が、田川博士が保有していた資料に記載された情報の概要や、同資料を田川博士が保有した経緯の記載内容から、田川博士の保有していた資料自体又はその元になった情報に係る資料入手することなどが考えられるのであり、それにより宮内庁が外務省に対して交付した目録には記載がなかった書籍名等を特定するに至ることも考えられる。その場合、北朝鮮や韓国が、我が国に対し、当該書籍の返還ないし代償の請求等をする可能性はより一層高いものになるというべきである。

このように、北朝鮮や韓国が、別途宮内庁が外務省に交付していた宮内庁書陵部の目録には記載されていないが、田川博士が保有していた資料には記載された書籍があるなどとして、その返還等や、その前提としての調査を要求してきた場合、日韓会談の当時、宮内庁から外務省に交付された目録に記載されていなかった書籍が、現在宮内庁図書寮に所蔵されているとは考え難いことから、我が国がその所在等を明らかにできないまま代償請求等を受けるなどして、我が国が対応に窮する事態に至ることが考えられる。

(ウ) 以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた情報公開法5条3号所定のおそれがある情報の典型例とされる、「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」に該当し、又はこれらに準ずるものにほかならない。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、控訴人（被告）が、通し番号1-87の文書中の上記不開示部分に係る情報を開示した場合に同文書の一部開示部分の内容と比較してもなお日本政府が北朝鮮との交渉上被ることになる具体的な不利益を主張しておらず、本件全証拠によっても、当該情報が北朝鮮当局において文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものと認めるに足りる的確な証拠はない旨判示する。

しかしながら、同文書の開示部分には、外務省の依頼によって田川博士が調査した各図書館等における朝鮮半島由来の書籍の蔵書状況が記載さ

れ、その一部には、具体的な書籍の蔵書量も記載されているところ（乙A第243号証2ページ）、これらの蔵書状況の記載は、日韓会談当時、日本国内の図書館等に実際に所蔵されていることを田川博士が確認し得たものに限定されている。これに対し、上記不開示部分には、日韓会談当時、宮内庁の目録に記載されていたものとは異なる朝鮮半島由来の書籍の存在がうかがわれる記載があり、これが公になれば、前記ア(7)のとおり、韓国や北朝鮮から、我が国が当該書籍の引渡しや代償請求を強く請求され、あるいはその所在等の調査を強く求められるなどして、対応に窮する事態となることが明らかであり、この点で上記の開示部分の記載内容とは大きな相違がある。

そして、上記開示部分との比較において、上記不開示部分を開示することにより具体的にいかなる交渉上の不利益が生ずるかについてこれ以上の主張立証が必要であるとするのは、控訴人に対し、不開示部分の具体的な内容を明らかにすることを要求するに等しいものである。原判決の上記判示は、このような主張立証を求めるものであるが、これは、前記第2章で述べた情報公開法5条3号該当性の審理・判断の在り方について誤った解釈に立って、同号所定のおそれの有無の判断について外務大臣に裁量が認められていることを看過した判示というべきものであるから、相当ではない。

(4) 小括

以上によれば、通し番号1-87の文書中の不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

17 通し番号1-88（乙A第244号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-88の文書は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成し

た昭和40年9月18日付け「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明」と題する内部文書であり、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、①韓国側に引き渡すこととされた文化財のうち東京博物館所蔵のものと同文化財に関する同博物館の台帳の記載内容との関係についてのやり取り及び②この点に関して採用し得る可能性がある対応に関する指摘であると推認することができる（本判決別紙5・724、726ページ）。

当該情報は、その当時韓国との間で引き渡すことが事実上合意されていた文化財に関するものであって、現時点においては、日韓両国政府間で調印された文化協力協定に基づいて韓国側に既に引き渡されているものであり、内容的にも専ら文化協力協定の批准国会における国会対策として検討されたものにすぎず、今後の日朝国交正常化交渉において文化財問題が協議されることになった際に、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、当該情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当することは認められない（本判決別紙5・726、727ページ）。

(2) 不開示部分の情報の内容

上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が判示しているとおりであるが、これをより具体的に言うと、韓国側に引き渡されることとなった東京博物館所蔵の特定の朝鮮半島由来の文化財の品名及び数量を特定した上で、その出土場所を始めとする具体的な由来に関する外務省アジア局北東アジア課内のやり取りのほか、文化協力協定の批准国会における対応に関する記載があり、特定の文化財の由来と北朝鮮との関係についても言及されている。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性について

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財に対して今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに対して返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国も、今後、同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすると、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて、多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(イ) そして、前記(2)のとおり、上記不開示部分には、韓国に引き渡すこととされた文化財の品名及び数量を特定した上で、その出土場所を始めとする具体的な由来が記載され、この文化財の由来と北朝鮮との関係にも言及されており、これらを踏まえて文化協力協定の批准国会における対応が記載されている。そして、北朝鮮が終戦後我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等について極めて強い所有意識を有しており、また、南北朝鮮が激しい対立関係にあることに照らせば、上記不開示部分に係る情報が開示された場合、当該情報は、北朝鮮にとって、韓国に引き渡すこととされた文化財が韓国ではなく北朝鮮に対して引き渡すべきものであったとの主張を根拠づけるための格好の材料となることが想定される。そうすると、北朝鮮が、上記不開示部分に記載されている品名、数

量等で特定された文化財について、その具体的由来やこれと北朝鮮との関係に言及した箇所を利用し、我が国に対して当該文化財について、一方的かつ強硬にその引渡しや代償の請求をすることが十分に考えられるのであり、そのような請求を受けると、当該文化財は既に韓国に引渡し済みのものであるから、我が国が困難な立場に置かれ、交渉上不利益を被ることが十分想定される。

のみならず、北朝鮮が、上記不開示部分において具体的に言及されていない文化財等についても、不開示部分が開示されることにより、そこに記載された具体的な由来に係る考え方を類推することが可能なものについては、一方的かつ恣意的に強く引渡しを求めたり、代償を請求してくることが十分考えられる上、韓国も同様の請求をする可能性が十分ある。

(ウ) また、上記不開示部分に係る情報は、韓国との文化財問題に関する交渉時において、我が国の文化財問題に係る基本的な対応方針を決めるに当たって重要な考慮要素とされたものであるから、北朝鮮及び韓国は、当該情報を、将来、我が国との文化財問題の交渉時において我が国の対応やその意図を推測ないし分析するための材料としたり、自らの主張を正当化するための根拠として用いることが十分に考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。また、北朝鮮は、当該情報を得たことを奇貨として、例えば、その出土場所を始めとする具体的な由来からして韓国に関係することとなる文化財等を、逆に北朝鮮に対して引き渡すことを求めるなどして、交渉を自ら有利に進めるための材料として利用することなども想定される。

(イ) 以上によれば、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相應

の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、前記(1)のとおり、上記不開示部分に係る情報は、現時点においては、既に韓国側に引き渡されている物に係るものであり、内容的にも専ら文化協力協定の批准国会における国会対策として検討されたものにすぎず、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないとして、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえないとする。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮との交渉等に当たっても、両者間における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が文化財問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の古書等に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを用いた交渉を展開しようとすることが想定される。そのため、たとえ過去の我が国内部の検討資料であったとしても、北朝鮮や韓国が、上記不開示部分に係る情報を、我が国に対して引渡しを求める文化財等を選別の参考とし、自らの交渉に当たって我が国の対応等を推測ないし分析するために用いるなど、我が国との交渉を自らに有利に進めるための材料として利用することが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定されるのである。時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。

したがって、原判決の上記判断は相当ではないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるのものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

18 通し番号1-97（乙A第110号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-97の文書は、外務省が作成した内部文書等によって構成されており、通し番号1-97の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑤に記載のもの）のうち、不開示部分①（同文書の3ないし9ページの部分）、不開示部分②（同文書の11ページの部分）及び不開示部分③（同文書の12、13ページの部分）には、通し番号1-69の文書（乙A第108号証〔-243-以下〕）で開示されている文言と同様のものが、不開示部分④（通し番号1-97の文書の18ないし27ページの部分）には、在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策が、不開示部分⑤（同文書の44ページの部分）には、外務省内で検討した請求権問題に関して韓国側に提示する予定の具体的金額及びその後これに関して池田総理が指示した具体的金額が、それぞれ記載されていると推認できる。

そして、不開示部分④については、情報公開法5条3号の不開示情報該当性が認められるが、その余の不開示部分については、他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により既に公にされているもの又は既に公にされていると同視できるものであり（原判決別紙5・797ないし801ページ）、そうであれば、仮にそれらに関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又

は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（仮に一般的又は類型的にみて國の安全の確保等に関するものに当たると推認できるとしても、これを情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法がある。）。したがって、通し番号1-97の文書中の不開示部分のうち不開示部分④のみが情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる（原判決別紙5・799ないし802ページ）。

(2) 原判決には明らかな事実誤認があること

通し番号1-97の文書中の不開示部分①、②及び⑤の各記載内容は、おむね原判決が認定しているとおりであり、これらに関しては、控訴人は不服の申立てをしない。

しかし、不開示部分③の記載が、通し番号1-69の文書（乙A第108号証〔-243-以下〕）で開示されている部分の記載と同様のものであるとの原判決の認定には、明らかな事実誤認がある。

すなわち、不開示部分③の記載内容は、韓国の対日請求金額について外務省が請求項目ごとに各査定した具体的な金額及びその具体的な算定根拠等であるところ、通し番号1-69の文書においてこれらの事項が記載されている部分は、原判決によつても開示すべきであるとはされていない（原判決別紙5・611ページ以下の不開示部分⑥参照）。

したがって、上記の点について原判決には明白な事実誤認がある。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記(2)のとおり、不開示部分③には、韓国の対日請求金額について外務省が請求項目ごとに各査定した具体的な金額及びその具体的な算定根拠

等がありのままに記載されているところ、将来の日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地があり、同問題は北朝鮮にとって極めて高い関心事であるから、不開示部分③が公にされると、北朝鮮が、今後、同問題について日本と交渉等を行う際に、これを過去に我が国が韓国との交渉に当たって有していた交渉方針を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本側に不利な交渉材料として用いるなどすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

ところで、一時我が国の植民地支配下に置かれていた朝鮮半島地域に係る財産等の請求権問題であっても、相手や交渉の時期が異なれば、相手の主張内容や提示する条件等にもおのずと差異があり、過去の韓国との交渉に際して我が国が採っていた交渉方針が北朝鮮との関係でもそのまま当然に適用されるものではなく、新たな交渉姿勢で臨む必要があることは、控訴人も否定するものではない。しかし、北朝鮮が、我が国が韓国との交渉時にいかなる交渉方針を有していたかを知れば、これを自らとの交渉における我が国の対応やその意図を事前に推測ないし分析する資料にすることが可能となり、交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

以上のとおり、外務大臣が不開示部分③を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断につき社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底いえない。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分③に係る情報が、他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により既に公にされていることを前提に、当該情報

に関連する事項が日朝国交正常化交渉において協議の対象となり得るとしても、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえる、北朝鮮との交渉に当たり直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、原判決には、上記の前提とする事実関係の認定に明らかな誤認があることは前記のとおりである。不開示部分③に係る情報は、通し番号1-69の文書において原判決によつても開示すべきであるとはされておらず、これが公になった場合、韓国側請求額に対する我が国の当時の個々の請求項目ごとの査定額や請求額に対する割合が明らかとなり、日本政府の交渉方針を事前に把握し検討するための新たな材料になり得るものであることも前記のとおりである。また、韓国との交渉時から時が経過し、社会情勢が変化しているとしても、北朝鮮との交渉に当たり、日本の植民地支配下における同様の請求権問題が交渉の対象とされることに変わりはないから、時の経過や社会情勢の変化は、我が国が交渉上不利益を被るおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。このことについては、原判決も、通し番号1-69の文書中の不開示部分⑥に係る情報に関して正当に判示しているところである(原判決別紙5・628, 629ページ)。

したがって、この点に関する外務大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、不開示部分③に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

19 通し番号1-101(乙A第111号証)について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-101の文書は、外務省アジア局北東アジア課長が昭和38年5月24日付けで作成した「寺内文庫の現状」と題する文書等によって構成されており、同文書中の不開示部分（別紙処分目録⑤欄の①ないし⑥及び⑩に記載のもの）に係る情報は、日本国内の大学等に所在する寺内文庫に係る韓国書籍等の「書名」、「冊数」及び「所蔵場所」等であると推認することができる。そうであるとすれば、当該情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内の大学等に所在する寺内文庫に係る韓国書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、同文書作成後の時の経過や社会情勢等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・812ないし814ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容等

ア 上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、控訴人が不服を申し立てている部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載のもの。以下、併せて「1-101各不服部分」という。）に関してより具体的に言うと、それぞれ以下のとおりである。

(7) 不開示部分①

寺内文庫（寺内正毅朝鮮総督の所蔵の書物を一般公開すべく開設された私設図書館）の元所蔵書籍であり、後に、その相続人が昭和32年に

山口県立女子短期大学図書館に寄贈した書籍のうち、同相続人において、七書大全と呼び、格別の関心を持ち、寄贈後に返還の要求すらしていた7種類の文書の具体的な名称及び数量が記載されている（通し番号1-101・乙A第111号証6ないし10ページ参照）。

(イ) 不開示部分③のうち同文書17, 24及び25ページを除く部分（以下「1-101不服部分③」という。）

寺内文庫から山口県立女子短期大学図書館に寄贈された、寺内正毅朝鮮総督が朝鮮において収集し、帰郷に際して持ち帰った朝鮮半島由来の書籍の具体的な書名、冊数がありのままに記載されている。

(ウ) 不開示部分⑥及び不開示部分⑩のうち同文書の169ないし175ページを除く部分（以下「1-101不服部分⑩」という。）

外務省が、過去に寺内文庫から山口県立図書館及び山口県立女子短期大学図書館に寄贈された朝鮮半島由来の書籍等のうち、昭和40年当時の現存物について調査した結果が記載されており、具体的には、各書籍の名称、概要、特徴、数量、作成時期、作成者、写本・拓本の別等、寺内文庫に所蔵された経緯等が記載されている（乙A第111号証-61-，-67-，乙A第507号証169ページ以下）。

イ 1-101不服部分③及び⑩並びに不開示部分⑥は、韓国との文化財問題に関する交渉の日本側における検討過程で、外務省の依頼で山口県ないし田川博士が調査して作成した目録であり、韓国側にも開示されたことのない我が国の内部文書である（乙A第111号証-15-，-60-）。これらの目録には、韓国側に最終的に引き渡されなかった書籍についての記載も存在する。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財について、いまだに強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、今後の北朝鮮との国交正常化交渉に際しては、文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国も、今後、同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすると、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて、多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(8) 前記(2)のとおり、1-101各不服部分のうち、1-101不服部分③及び⑩並びに不開示部分⑥には、上記各図書館に所蔵されていた(寺内正毅朝鮮総督がもともと所蔵していた)朝鮮半島由来の書籍等を日本側が調査して一覧形式にまとめたものが記載されており、それらの情報はこれまでに韓国側にも明らかにしたことのないものである。北朝鮮や韓国が文化財問題に強い関心を持ち、我が国に所在する文化財等について根強く所有意識を有していることに照らせば、上記の1-101不服部分③及び⑩並びに不開示部分⑥に記載された書籍等の具体的な名称、数量等が公開されると、北朝鮮や韓国が、上記書籍について、一方的かつ恣意的に強くその引渡しを求めたり代償の請求をすることが十分に考えられる。また、不開示部分①にも、日本側が調査した具体的な書籍の名称、数量が記載されており、しかも、これらの書籍は、元々の所有者が極めて強い関心を持っていた貴重本ともいるべきものであるから、これを北朝鮮や韓国が取り上げ、その引渡しを求めたり代償の請求をする

可能性が一層高くなるというべきである。

(ウ) また、前記(2)のとおり、1-101各不服部分には、書籍の名称、数量等のみならず、その概要、特徴、作成時期、作成者、写本・拓本の別等、寺内文庫に所蔵された経緯等が記載されているものもあるが、これらは飽くまで上記の回答を受けた段階での調査、検討の結果が記載されているのにとどまる。しかるに、北朝鮮や韓国が今後の交渉に際し、これらの情報を確定した内容のものとして、自らの主張を根拠づける材料として用いることが想定され、例えば、目録等に記載された書籍の名称、作成者、作成時期等から特定した書籍が自らに帰属すべきものであると主張して、その引渡しを強く求めるなどが考えられる。

(イ) さらに、1-101各不服部分に係る情報によって明らかとなった上記各図書館における朝鮮半島由来の書籍の全容と、我が国が最終的に韓国に引き渡した書籍等（乙A第244号証）とを比較照合すれば、我が国が、韓国との交渉において、上記各図書館の蔵書等のうちいかなるものをどの程度の割合で引き渡したかということに加え、韓国に引き渡したものと引き渡さなかったものとの種類、内容、性質、特徴等を分析、検討することが可能となるものであり、当該情報は、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財等で韓国側に寄贈するものの選別に際して我が国が特に重視した事項や基準等の言わば選別の基準に準ずるもの等を分析、検討するための材料となり得るのである。

そのため、北朝鮮や韓国が、当該情報を知れば、将来の我が国との交渉時における我が国の対応やその意図を推測、分析したり、自らの主張を正当化するための根拠として用いることが十分に考えられ、また、北朝鮮が、我が国との国交正常化交渉に当たり、交渉条件等が日韓の交渉時とは異なっても、これと同様の対応を要求し、同一の種類、内容及び割合の文化財等の引渡しを求めるなども考えられるものであり、そ

れにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることが十分想定される。

(イ) 1-101各不服部分に係る情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれがあるとされる典型例である「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」等に該当し、又はこれに準ずるものにはかならない。

しかも、1-101各不服部分の記載内容は、日韓国交正常化交渉当時に日本側の内部検討用として一覧形式に分かりやすくまとめた目録であり、北朝鮮又は韓国が他にこのような目録入手する術はないから、これらの目録が、今後の交渉をする上で参考資料として利用価値が高いものであることが容易に推察される。

(カ) したがって、外務大臣が1-101各不服部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-101の文書中の不開示部分に係る情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮との交渉等に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が文化財問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝

鮮半島由来の古書に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが想定される。したがって、過去の日韓会談当時作成された資料であっても、北朝鮮や韓国が、いまだ明らかにされたことのない朝鮮半島由来の古書等が我が国に所在することを知れば、今後の交渉に際して、引渡しを求める書籍等の参考としたり、自らの主張の根拠として用い、あるいは、我が国の対応等を推測ないし分析するために用いるなど、これらの情報を我が国との交渉を自らに有利に進めるための材料として利用することにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。

なお、前記(3)アのとおり、1-101各不服部分に係る情報は、我が国が韓国に寄贈する文化財の選別に当たって考慮された事項であり、選別の基準に準ずる内容のものといえるところ、原判決自身もこのような選別基準等については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである(原判決100, 101ページ)。

したがって、原判決の上記判断は相当ではないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-101各不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

20 通し番号1-103(乙A第254号証)について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-103の文書は、文化財保護委員会が作成した韓国美術品等に関する複数の文書によって構成されており、同文書中の不開示部分(別紙

処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑤に記載のもの)に係る情報は、韓国出土美術品の「品名」、「数量」及び「取得時期」等であると推認することができる(原判決別紙5・820, 821ページ)。そうであるとすれば、当該情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国出土美術品に関する客観的事実にすぎず、このうち不開示部分④及び不開示部分⑤に係るものについては、他の行政文書(通し番号1-15の文書)の一部開示により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない(原判決別紙5・821, 822ページ)。

したがって、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない(本判決別紙5・822, 823ページ)。

(2) 原判決には明らかな事実誤認があること

不開示部分①ないし⑤のうち、控訴人が不服を申し立てているのは不開示部分②(通し番号1-103の文書の4ページ(-4-))のみであるところ(別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載のもの)、同部分には、同ページの開示部分である「慶尚南道昌寧都昌寧面校洞出土美術品リスト」の「品目」欄に記載された美術品のうち、同文書の作成時である昭和33年4月12日当時に東京国立博物館が保管し、その後韓国に寄贈した朝鮮半島出土美術品について、同博物館における「台帳価格」及び外務省の試算した「時価」が記載されている。

すなわち、不開示部分②の記載内容は、原判決の判示するように、韓国出

土美術品の「品名」のほか「数量」及び「取得時期」等ではなく、それらに関する東京国立博物館又は外務省による財産的な「評価」であるから、原判決の前記認定には事実誤認がある。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財について今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有し、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、今後の北朝鮮との国交正常化交渉においては文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国も、今後、同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすると、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて、多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(イ) そして、不開示部分②には、前記(2)のとおり、東京国立博物館が保管していた朝鮮半島出土美術品について、同博物館が評価した上で定めた「台帳価格」及び外務省が評価試算した「時価」が記載されており、これらは、同博物館及び外務省による美術品の財産的「評価額」に当たるものであり、単なる客観的事実とはいえない。そのため、不開示部分②に係る情報を北朝鮮や韓国が知れば、通し番号1-103の文書の作成当時、我が国が、朝鮮半島出土の美術品のうち、いかなるものにつきどの程度の財産的価値があるものとして評価していたかという評価の序列が

明らかとなり、この評価額の序列に応じて、我が国にとってどのような美術品が引渡しに応じやすいか等を予想することが可能となる。更には、上記評価額を現在の貨幣価値に引き直すなどして、我が国が美術品の引渡しに応じない場合に代償として請求する金額の根拠として使用される可能性もある。

しかも、不開示部分②に係る情報は、日本に所在する朝鮮半島由来の美術品等のうち韓国側に寄贈するものの選別に際して考慮された評価額等にほかならないのであるから、言わば選別の基準に準ずるものともいいうことができる。

北朝鮮や韓国が、上記美術品に対する我が国の評価額等を知れば、将来の我が国との交渉における我が国の対応やその意図を推測し、分析する材料としたり、引渡しを求める美術品を選別するための材料として利用することが考えられ、また、北朝鮮が、我が国に対し、日韓交渉時に韓国に対して執ったのと同様の対応を要求し、同一の種類、内容及び割合により文化財等の引渡しを求めることが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

(イ) したがって、外務大臣が不開示部分②に係る情報を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことは相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分②に係る情報が、韓国出土美術品の「品名」、「数量」及び「取得時期」等であるとの誤った事実認定を前提として、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、それが公にされても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材

料となり得るものとはいはず、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、不開示部分②は、美術品に係る財産的な評価が記載されているものであり、原判決には、上記判示の前提とした不開示部分②の記載内容についての事実認定に誤認があることは、前記(2)のとおりである。

また、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、将来の北朝鮮との交渉等に当たっても、いわゆる文化財問題が交渉の対象事項とされることに変わりはなく、我が国の過去の対応方針や検討内容は、今後の交渉に当たっても、我が国の対応等を推測するための格好の参考資料となる。北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、文化財問題に関する我が国の検討事項等に係る情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に想定されるから、不開示部分②に係る情報は、今なお北朝鮮や韓国が、我が国の対応や寄贈する文化財等の選別基準等を推測ないし分析するための材料として用い、あるいは、過去に我が国がした財産評価を所与の前提とした要求をするなど、これらの情報を我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料として利用することが可能であるから、これが公になれば、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

なお、前述のとおり、不開示部分②に係る情報は、韓国に寄贈する文化財等の選別基準等に準ずるものといえるところ、原判決もこのような選別基準等（当該書籍等の評価額を含む。）については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

したがって、原判決の上記判断は相当ではないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、不開示部分②に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示

情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

21 通し番号1-111(乙A第258号証)について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-111の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）に係る情報のうち、不開示部分①に係る情報は、当時日本国内の博物館等に所在した韓国出土美術品及び韓国書籍の「品名」及び「数量」等（なお、これらは、韓国側又は日本側がそれぞれ相手方に提出した文書に記録されている。）であると推認することができる。不開示部分②に係る情報は、韓国出土美術品の具体的な品名であると推認することができる（原判決別紙5・848, 849ページ）。そうであるとすれば、上記各不開示部分に係る情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在した韓国出土美術品及び韓国書籍に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の美術品や古書籍に関するものであるとしても、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮と交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえない（原判決別紙5・849, 850ページ）。

したがって、上記各不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（本判決別紙5・850ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

控訴人が不服を申し立てている部分は、上記各不開示部分のうち、不開示部分①のうちの通し番号1-111の文書の87ないし95ページの部分（-69-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分。以下「1-111不服部分」という。）である。

1-111不服部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、同部分は、通し番号1-13の文書と同じ内容の目録（ただし、同文書に手書きで外務省による韓国側の主張の当否等に関する調査結果が記載された部分に相当する箇所はない。）であり、韓国側が、京都大学附属図書館に所蔵された河合文庫の中に所蔵されていると主張し、我が国に引渡しを求めていた書籍の目録である。

なお、原判決は、不開示部分①の記載について、韓国側又は日本側がそれぞれ相手方に提出した文書に記載されていると認定しているが（原判決の別紙5・849ページ）、1-111不服部分の目録は、韓国側が作成し、日本側に提出した文書であり、これが韓国側開示文書として公開された形跡はない。

（3）情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

（ア）前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対して今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しております、これらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、今後の北朝鮮との国交正常化交渉においては、文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定されることからすれば、北朝鮮が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行った

かについて、多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

(イ) 1-111不服部分には、前記(2)のとおり、文化財問題に関し、韓国が我が国に所在するものとして引渡しを求めた朝鮮半島由来の古書の名称、数量等の情報が記録されており、これに該当する目録は韓国側も公開していないことからすると、1-111不服部分に係る情報が公にされた場合、北朝鮮が、我が国に所在する可能性があり、かつ、その中でも特に韓国が我が国に対して引渡しを求めていた朝鮮半島由来の書籍の具体的な内容を新たに知ることになる。

そして、北朝鮮が、朝鮮半島由来の古書等について強い関心と所有意識を有していることに照らせば、北朝鮮は、当該情報を知った場合には、その取得原因や入手方法等のいかんを問わず一方的かつ恣意的に当該情報に含まれる書籍の引渡しやその代償を強く請求したり、当該情報を、他の情報から知り得た韓国との交渉時における我が国の対応状況に係る情報と併せて、我が国がいかなる古書等であれば寄贈に応じるかなど、今後の日朝国交正常化交渉において文化財問題の交渉を行う際の我が国の対応等を推測ないし分析するための格好の参考資料として利用し、我が国との交渉を自ら有利に進めるために利用することなどが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

(ウ) したがって、外務大臣が1-111不服部分を開示することにより我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くということはできないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、1-111不服部分に係る情報が、時の経過や社会情勢の変

化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかし、当該情報に相当するものは韓国も公開しておらず、当該情報が公にされれば、北朝鮮が、我が国に所在する可能性があり、かつ、その中でも韓国が特に我が国に対して引渡しを求めていた朝鮮半島由来の古書の具体的な内容等を新たに知り得ることとなるのは前述のとおりである。朝鮮半島由来の文化財問題については、北朝鮮は、戦後一貫して強い関心を有しており、将来の北朝鮮との交渉において大きなテーマとなることが予想され、北朝鮮側は、朝鮮半島由来の文化財等が日本国内に大量に所在し、これらの全てがかつて日本政府が略奪したものであるかのように捉えて、その全てを返還すべきものと主張することが容易に想定される。

また、北朝鮮にとって、同じ朝鮮半島由来の古書等に関する我が国の過去の交渉材料は、引渡しを求める書籍等を選定する上でもまたとない参考資料にほかならないのであり、当該情報が公になれば、北朝鮮が、我が国の対応等を推測するための参考資料とし、これを我が国との交渉等を自ら有利に進めるための材料として利用することが容易に想定される。

したがって、原判決の上記判断は、相当ではないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-111不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

22 通し番号1-165（乙A第307号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-165の文書は、大蔵省が作成した内部文書であり、日本の在韓財産の法的地位及び財産・請求権問題の処理の相手方となる主体を検討

した内容が記録されている。同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）には、財産・請求権問題について、北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針が記載されていると推認できる。

控訴人は、上記不開示部分を公にした場合に、その具体的な内容と例えば昭和26年11月8日付け「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか」と題する文書（乙A第365号証）、昭和27年11月26日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約第4条b項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する文書（乙A第216号証）、昭和28年1月18日付け「韓国のステータスと我が国の立場」と題する文書（乙A第217号証）との比較において、北朝鮮当局にとって請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料になり得ると認めるに足りることを基礎づける具体的な事情を主張しておらず、また、これらの具体的な事情を認めるに足りる的確な証拠もない（原判決別紙5・1232ページ）。そうすると、同不開示部分は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。よって、上記不開示部分は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・1232、1233ページ）。

（2）不開示部分の情報内容

通し番号1-165の文書中の不開示部分には、おおむね原判決が認定しているとおりの記載がされているが、より具体的に言うと、単に財産・請求権問題の処理の相手方に関する複数の見解、各見解の問題点及び利害得失が客観的に記載されているのではなく、将来の北朝鮮との交渉を直接見越した、財産・請求権問題の処理方法に関する我が国の主張の意図、戦略を要約したもの、これを踏まえて北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財

産・請求権問題の処理方法に関する基本的な考え方の検討内容が記載されている。

これに対し、昭和26年11月8日付け「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか」と題する文書（乙A第365号証）には、北朝鮮にある財産の処理方法に関する複数の見解、各見解の問題点が客観的に記載されているにすぎず、昭和27年11月26日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約第4条b項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する文書（乙A第216号証）には、サンフランシスコ平和条約4条b項の解釈に関する日本、韓国、米国それぞれの見解と問題点が客観的に記載されているにすぎない。また、昭和28年1月18日付け「韓国のステータスと我が国の立場」と題する文書（乙A第217号証）にも、請求権の取り決めの範囲について全朝鮮半島地域を対象とする場合と韓国のみを対象とする場合の問題点及び利害得失が客観的に記載されているにすぎない。

以上のとおり、上記各文書の記載内容は、通し番号1-165の文書中の不開示部分とは、記載の趣旨・内容が全く異なるものであり、同不開示部分に記載された上記事項は、財産・請求権問題の処理方法に関する我が国の主張の意図、戦略、北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財産・請求権問題の処理方法に関する基本的な考え方の検討内容が記載されているのであり、同不開示部分に係る情報は、北朝鮮当局が同問題に関する日本政府の検討内容等を把握し又は推測する材料となり得るものである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記(2)のとおり、通し番号1-165の文書の不開示部分には、財産・請求権問題の処理方法に関する我が国の主張の意図、戦略、北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財産・請求権問題の処理方法に関する

る基本的な考え方の検討内容がありのままに記載されており、北朝鮮との国交正常化につき我が国が将来に向けてどのような交渉方針で対処していくかについて具体的な内容をうかがい知ることができる内容のものである。このように、同不開示部分は、北朝鮮との国交正常化という極めて特殊かつ重大な外交問題に関わる事項を将来の対応方針まで含めて記載しているものであり、今後の日朝国交正常化交渉等において同様の問題が交渉の対象とされることが考えられるから、北朝鮮としては、過去に我が国が検討していた北朝鮮との国交正常化に関する基本的な考え方には多大な関心を持つのが当然であり、同不開示部分に係る情報は、北朝鮮にとって、我が国が北朝鮮との国交正常化についていかなる関心事項等を有しているかを推し量る重要な資料となることが明らかである。

そして、北朝鮮が、我が国が北朝鮮との国交正常化についていかなる関心事項等を有していたかを知れば、これを我が国との交渉時における我が国の対応やその意図を推測ないし分析する資料にすることが可能となり、その成果等に基づいて交渉を自らに有利に進めようとする考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分に係る情報の情報公開法5条3号該当性について、具体的主張及び立証がない旨判示する。

しかしながら、上記不開示部分に係る情報は、上記各文書に記載された情報とは異なり、北朝鮮との財産・請求権問題の処理方法に関する我が国

の意見あるいは方針を多分に含むものであり、これが公になった場合、日本政府の関心事項等を事前に把握し検討するための新たな材料になり得るものであることは、前記(2)のとおりであり、それが情報公開法5条3号の要件を満たすものであることは、上記(3)のとおりである。

したがって、この点に関する原判決の上記判示部分は相当でなく、以上のことからすると、上記不開示部分について上記の理由により同号該当性があるとした外務大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

23 通し番号1-227（乙A第358号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-227の文書は、外務省アジア局が作成した内部文書であるところ、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）のうち、①同文書の3ページから6ページまでの部分（不開示部分①）には、日本が韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し、無償供与との関連において検討した方式についての日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦術が、②同文書の7、8ページの部分（不開示部分②）には、日本が韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適当であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針が、それぞれ記載されているものと推認することができる。

そうであるとすれば、上記各不開示部分に係る情報は、日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する具体的な見解ではあるが、（本件証拠上、北朝鮮との関係では存在することがうかがわれる）専ら韓国との間で生じてい

た焦付債権等の処理に関するものであるから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮への経済援助等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえない、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、不開示部分①及び②に係る情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1607、1608ページ）。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

不開示部分①及び②の記載内容は、原判決が認定しているとおりのものであり、韓国への経済援助等について我が国が将来に向けてどのような基本方針で対処していくかについてうかがい知ることができる内容のものである。このように、不開示部分①及び②は、韓国への経済援助等という極めて重大な問題に関わる日本政府の基本方針等が記載されているものであるところ、我が国は、歴史的な経緯や日本との関係性において韓国に類似している北朝鮮に対しても、債権を有しており（例えば、乙A第508号証）、今後の日朝交渉等において、北朝鮮への経済援助等の問題が交渉の対象とされる可能性が十分ある。そうであるとすれば、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との経済援助等の交渉に当たり検討していた交渉方針に多大な関心を持つことが容易に想定され、不開示部分①及び②に係る情報は、北朝鮮にとって我が国の経済援助等についての基本的な交渉方針等を推し量る重要な資料となるものである。

ところで、交渉の相手国や交渉の時期が異なれば、それが同じ経済援助等の問題であったとしても、相手国の主張内容や提示する条件等にもおのずと差異があり、過去の韓国との交渉に際して我が国が検討していた交渉

方針が北朝鮮との関係でもそのまま当然に適用されるものではなく、我が国も新たな交渉方針で臨む必要があることは、控訴人も否定するものではない。しかしながら、北朝鮮が、我が国が韓国との交渉時にいかなる交渉方針を有していたのかを知れば、これを我が国との交渉時における我が国の対応方針やその意図を推測ないし分析する有力な資料とすることが可能となり、また、北朝鮮側の要求内容等が韓国とは異なるものとなるにしても、韓国との交渉時における対応と同様の対応を我が国に求めるなど、交渉を自ら有利に進めるための材料として利用することが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

したがって、外務大臣が不開示部分①及び②を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分①及び②に係る情報が専ら韓国との間で生じていた焦付債権等の処理に関するものであり、証拠上、北朝鮮との関係で対韓国と同様の問題が存在することはうかがわれず、時の経過や社会情勢の変化を考慮すると、北朝鮮との交渉に当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれはない旨判示する。

しかしながら、北朝鮮との間で、経済援助問題の一環として債権や延滞利子等の問題が交渉の対象とされる可能性があること、当該情報が公になった場合、日本政府の交渉方針等を事前に把握し又は検討するための材料になり得るものであることは、前記アのとおりである。また、韓国との交渉時から時日が経過し、社会情勢が変化しているとしても、歴史的な経緯や日本との関係性が韓国に類似している北朝鮮との交渉に当たり、経済支

援等を含む類似交渉が行われることに変わりはないから、時の経過や社会情勢の変化は、我が国が交渉上不利益を被るおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。

したがって、原判決の上記判断は相当ではないというべきである。

(3) 小括

以上によれば、不開示部分①及び②に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

24 通し番号1-244（乙A第368号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-244の文書は、外務省が作成した内部文書であり、将来的に締結され得る日韓間の基本条約について条約局とアジア局との間で協議した内容及び基本条約の内容に関する日本政府の方針が記録されている。その不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）には、通し番号1-251の文書（乙A第82号証〔-3-以下〕）の一部開示部分等によれば、日本が韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれについての日本政府の具体的な処理方針が記載されていると推認できる。

上記不開示部分に係る情報は、仮にこれに関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、日朝平壤宣言では、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従い、日朝国交正常化交渉において具体的に協議することとされていることなど、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交

渉に当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。よって、上記不開示部分は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・1685、1686ページ）。

(2) 原判決には明らかな事実誤認があること

ア 通し番号1-244の文書の概要及びその不開示部分の記載内容の概要是、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、上記不開示部分の記載内容が、通し番号1-251の文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のものであることを前提とする原判決の認定には、明らかな事実誤認がある。

すなわち、通し番号1-244の文書中の不開示部分の記載内容をより具体的に言うと、そこには、単に請求権問題について韓国の地位との関係で全朝鮮半島地域ではなく韓国に関して解決すべきであることについての我が国の見解が記載されているだけではなく、韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶか否かに関する外務省条約局の見解に対して想定される北朝鮮の主張について我が国関係者の率直な見方や評価を加えて要約したものが記載されているとともに、北朝鮮の上記主張に対する我が国の具体的な対処方針がありのままに記載されている。

これに対し、通し番号1-251の文書の一部開示部分には、請求権問題については韓国の地位との関係で全朝鮮半島地域ではなく韓国に関して解決すべきであることについての我が国の見解が記載されているにすぎない。

以上のとおり、通し番号1-251の文書の開示部分の記載は、通し番号1-244の文書中の不開示部分とは、記載の内容が全く異なるのである。

イ なお、原判決は、通し番号1-251の文書の一部開示部分の内容が上記のとおりであることから、通し番号1-244の文書中の不開示部分に

記載された内容もこれと同旨のものであると推認できると判示する一方で、控訴人の主張のとおりであると推認するに足りる的確な証拠はないと判示する。

しかしながら、通し番号1-244の文書の一部開示部分の内容を見れば、同文書中に、我が国が想定した他国の主張とこれに対する我が国対処方針の記載が含まれていることは明らかであり、かかる事実は、同文書中の不開示部分の記載内容が控訴人の主張のとおりのものであると推認するに十分な間接事実であるといえる。例えば、同文書の29ページ7行目から30ページ2行目までには、「第一項に関して、中江課長より、韓国側から日本は平和条約第2条(a)で韓国の独立を承認したのだから、国連決議の引用は不要であると主張されるおそれがあるとの発言があった。これに対して、アジア局長より、第一項の趣旨は国連決議と平和条約第2条(a)をクロノロジカリーに前文に入れた方がすっきりすると思われるが、このままでも、平和条約第2条(a)で朝鮮の独立を承認し、国連決議に従って、大韓民国を選択して承認したという理屈は成り立つと思うとの発言があった。」という記載があるが、この記載内容は、正に我が国が想定した交渉相手国の主張とこれに対する我が国が検討した対処方針の一端が記載されたものであると認められるものであり、この記載内容からしても、同文書の不開示部分に我が国が想定した他国の主張とこれに対する我が国対処方針の記載が含まれていることを優に推認することができるるのである。

他方、通し番号1-244の不開示部分の記載内容が通し番号1-251の文書の一部開示部分の内容と同旨のものであると推認できる合理的な根拠はない。

ウ 以上のとおり、通し番号1-244の文書中の不開示部分の記載事項は、通し番号1-251の文書の一部開示部分において既に公にされているも

のと同旨のものではないから、原判決の上記認定には事実誤認がある。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記(2)のとおり、通し番号 1-244 の文書の不開示部分には、日本が韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶか否かに関する外務省条約局の見解や、それに対して想定される北朝鮮の主張について我が国の率直な見方や評価を加えて要約したものが記載されているほか、北朝鮮の上記主張に対する我が国の具体的対処方針がありのままに記載されており、協議された事項について我が国が将来に向けてどのような交渉方針で対処していくかをうかがい知ることができる内容となっている。このように、上記不開示部分は、終戦後の日本と韓国との間の基本条約の締結という極めて特殊かつ重大な戦後処理に関わる事項についての基本方針等を記載したものであり、今後、日朝国交正常化交渉等において、同様の問題が交渉の対象とされることが考えられるから、北朝鮮としては、過去に我が国が想定していた北朝鮮の主張及びこれに対する我が国の対処方針には多大な関心を持つのが当然であり、上記不開示部分に係る情報は、北朝鮮にとって、将来の日朝国交正常化交渉についての我が国的基本的な交渉方針等を推し量る重要な資料となるものであることが明らかである。

北朝鮮が、我が国が過去にいかなる交渉方針を検討し、いかなる交渉上の論点を検討していたのかを知ることとなれば、これを我が国との交渉時における我が国の対応やその意図を推測ないし分析する資料にすることが可能となり、その成果等に基づいて交渉を自ら有利に進めようとすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより我が国が

他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分の記載内容が、通し番号1-251の文書の一部開示部分によって既に公にされたものと同旨のものであることを前提に、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すると、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、原判決には、上記の前提事実に関して誤認があることは前記のとおりであり、上記不開示部分に係る情報は、既に開示済みの情報とは異なり、多分に我が国の外交交渉に係る意見あるいは方針を含む内容のものとなっており、これが公になった場合、日本政府の交渉方針等を事前に把握し検討するための新たな材料等になり得るものであることも、前記のとおりである。また、日朝平壤宣言において、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく日朝双方及びその国民、人々の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従い、日朝国交正常化交渉において具体的に協議することとされているとしても、北朝鮮も韓国と同様の形で我が国の植民地支配下にあったことに変わりはなく、日朝国交正常化交渉の際には、日韓国交正常化交渉の議論が参考にされる可能性が極めて高いことから、日朝平壤宣言において上記のことが確認されていることは、上述した我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるとの結論を左右するものではない。

したがって、この点に関する外務大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきであ

る。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

25 通し番号1-245（乙A第78号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-245の文書は、外務省が作成した内部文書等であり、日韓間の基本関係に関する合意文書について日韓両国の提案内容が記載されている。同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）には、乙A第369号証（-3-及び-4-）の図面等によれば、日韓間の基本関係に関する合意文書の作成において問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理について日本政府の具体的な見解が記載されている。

上記不開示部分の具体的な内容は、日韓両国を連結する海底電線に関するものである。そうすると、これが現在においても日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得ることには疑問もあるし、仮にこの点をおくとしても、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。よって、上記不開示部分は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・1688、1689ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

通し番号1-245の文書中の不開示部分の記載内容は、おおむね原判決

が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、日韓両国を連結する海底電線の権利関係に関して北朝鮮との関係でも問題が生じ得ることがうかがわれる内容のものであり、それは、乙A第369号証（-3-及び-4-）の図面からはうかがい知ることのできないものである。そして、我が国と北朝鮮との間の権利関係の問題は、現在も未解決であり、今後の日朝国交正常化交渉においても議論されるであろう重要な問題である。

（3）情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記（2）のとおり、通し番号1-245の文書の不開示部分には、日韓両国を連結する海底電線の権利関係に関して、北朝鮮との関係でも問題が生じ得ることがうかがわれる内容がありのままに記載されており、これは、北朝鮮にとって極めて高い関心事であるから、これが開示された場合、北朝鮮が、今後、日本と交渉等を行う際に、これを日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分の記載内容が、日韓両国を連結する海底電線に関するものであり、日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得ることは疑問もあることを前提に、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり、直ちに我が国に

不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、上記不開示部分に記載された情報は、前記(2)のとおり、日韓両国を連結する海底電線の権利関係に関して北朝鮮との関係でも問題が生じ得ることがうかがわれる内容のものであり、これが公になった場合、北朝鮮当局が日本政府の交渉方針等を事前に把握し検討するための新たな材料になり得るものであることは前記のとおりである。また、韓国との交渉時から時が経過し、社会情勢が変化しているとしても、我が国と北朝鮮との間の権利関係の問題が未解決であり、今後の北朝鮮との交渉等に当たり、海底電線の権利関係を含む両国間の権利関係が交渉の対象とされることに変わりはないから、時の経過及び社会情勢の変化は、我が国が交渉上不利益を被るおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。

したがって、この点に関する外務大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

第2 不開示理由2（情報公開法5条3号及び6号関係）について

1 通し番号2-10（乙B第94号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-10の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題の解決のための仲介に関する昭和28年当時の米国政府の見解等に係るものである。①米国政府が日本政府に当該見解等を示してから本件各

処分に至るまでに既に 40 年以上経過しており、その間に日韓両国を含む国際情勢は刻々と変化を続け、日韓間では、既に請求権協定が締結され、請求権問題が解決するなど、当該見解が示された当時と本件各処分時とではその前提となった状況等が著しく変化していること、②本件各文書の一部開示部分には外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどした情報が含まれていること、③外交文書の情報公開に関し、米国では、大統領命令による秘密指定制度において、一定の例外を認めつつも、自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていること等に照らすと、これを公にしたとしても、一般的又は類型的にみて、直ちに韓国又は米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいはず、他に、通し番号 2-10 の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法 5 条 3 号所定の「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない（原判決別紙 5・1843 ページ）。

また、当該情報は、日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題の解決のための仲介に関する米国政府の見解等に係るものであり、しかも、昭和 28 年当時のものにすぎないことからすると、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない（原判決別紙 5・1844 ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

原判決は、上記不開示部分に係る情報は、日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題の解決のための仲介に関する昭和 28 年当時の米国政府の見解等に係るものであるとしているが、これは正確ではない。

上記不開示部分には、日本政府が、請求権問題を解決するため、日韓両国に影響力を有する米国に対し、いわゆる仲介の形で協力を求めた際の米国政府の対応状況が記載されている。より具体的に言うと、日本政府による協力

要請は水面下で行われたところ、米国政府の対応もそのような水面下の要請に応えてのものであり、上記不開示部分には、韓国への対応についての日米間の連携の有り様の詳細が記載されている。

(3) 情報公開法 5条3号の不開示情報該当性

ア 米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記(2)のとおり、上記不開示部分には、日本政府が、当時、日韓間で懸案事項となっていた請求権問題を解決するため、西側陣営最大の大國であって、日韓両国に多大な影響力を有する米国に対し、いわゆる仲介の形で協力を求めた際に米国政府が執った対応状況が記載されており、これを公にすると、当該問題に関して日本政府が米国政府に対して協力を求めた状況や、当該問題に対する米国政府の対応ぶりが明らかになることとなる。

もとより、日本政府が米国政府に上記のように協力を求めたことも、米国政府がこれに対して示した対応も、日米両国間以外に明らかにすることを予定せずにされたものであって、このようないわゆる水面下の外交交渉の経過や両国による連携の在り方を明らかにすることは、日本政府はもとより、米国政府においても、予定するところではない。情報の入手は外交事務を遂行する上で最も重要な手段の一つであるところ、守るべき機密な情報について秘密保持を適切に行うことは、各国と情報のやり取りを行う上で不可欠の前提条件である。我が国がこのような情報を漫然と開示すれば、米国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも秘密保持が期待できない国とみなされて、国際社会における信用が失墜することは想像に難くない。

また、請求権問題を解決するために、日本政府が水面下で米国政府に仲介を求めた際の状況と、これに対する米国政府の対応ぶりの詳細が明らかになると、我が国と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるばかり

りでなく、我が国が米国政府の助力を得て交渉を自己に有利に解決しようとしたかのような印象を韓国政府に与えかねず、我が国と韓国政府との信頼関係も損なわれるおそれがある。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、米国政府が日本政府に当該見解等を示してから本件各処分に至るまでに既に40年以上経過しており、その間に日韓両国を含む国際情勢は刻々と変化を続け、日韓間では、既に請求権協定が締結され、請求権問題が解決するなど、当該見解が示された当時と本件各処分時とではその前提となった状況等が著しく変化していることを指摘する。

しかしながら、当該見解を含む上記不開示部分に係る情報を開示することによる情報公開法5条3号所定の「おそれ」は、何も日韓請求権問題に限って生ずるものではない。日本政府が、日韓両国間の交渉に関し、西側陣営最大の大國である米国政府に対して水面下で仲介を依頼した状況や、米国政府がこれに対して示した対応ぶりが明らかとなることにより、日米韓の三国相互間の信頼関係が損なわれ、また、日米間で連携して第三国への対応を行うことが困難となるおそれが生ずることが問題なのである。このことは、時の経過や国際情勢の変化、更には日韓間で請求権協定が締結され、既に長年が経過したことによって直ちに否定されるものではないから、原判決の上記指摘は当を得ていないというべきである。

(4) また、原判決は、本件各文書の一部開示部分には外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどした情報が含まれていることも指摘している（原判決別紙5・1843ページの②の部分）。

上記指摘の趣旨は必ずしも明らかではないが、外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどして得た情報にも様々なものがあるのであるから、そのような情報が開示された場合の弊害ないしその発生のお

それについては、当該情報の内容、性質に応じて個別に判断されるべきである。守るべき秘密情報について秘密保持を適切に行うことは、各との情報交換を行う上での前提条件であることから、外務大臣は、この観点から、外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどして得た情報のうち、情報公開法5条各号に定める不開示情報が含まれないと判断したものに限定して開示決定をしたものである。したがって、原判決の上記判示が、単に外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどして得た情報につき開示された部分があるとの一事を捉えて、入手経過が共通する他の情報についても当然に開示すべきであるとの趣旨を含むものであるとすれば、それは到底承服できるものではない。上記不開示部分に係る情報は、日米両国が水面下で連携して韓国側に対応した内容に関するものであり、このような内容のやり取りの詳細を明らかにした場合、米国との信頼関係が損なわれ、今後の連携が困難になることは十分想定されるというべきである。

(イ) さらに、原判決は、外交文書の情報公開に関し、米国では、大統領命令による秘密指定制度において、一定の例外を認めつつも、自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていることをも指摘している（原判決別紙5・1843ページの③の部分）。

しかしながら、そもそも、上記不開示部分に係る情報が、米国における自動的な秘密指定解除の対象となっていることを認めるに足りる的確な証拠はない上、当該情報を開示した場合に生ずる弊害が前記アのとおりであることに照らすと、原判決の指摘する事情は、本件各処分のうち当該情報を不開示とした部分に係る外務大臣の裁量権行使について、その逸脱又は濫用を基礎づけるものとは到底いえないというべきである。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

前記(2)で述べた上記不開示部分に係る情報の内容に鑑みれば、これを公にすれば、日韓間の請求権問題に関して日本政府が水面下において米国政府に対して協力を求めた状況や、同問題に対する米国政府の対応ぶりが明らかになることとなる。そして、日本政府が米国政府に上記のように協力を求めたことも、米国政府がこれに対して示した対応ぶりも、いずれも日米両国間以外に明らかにすることを予定せずにされたものであって、かかる水面下の交渉経過を明らかにすることは、日本政府はもとより米国政府も予定するところではない。我が国が、このような情報を漫然と開示すれば、米国政府との信頼関係が損なわれることとなり、今後、米国との間の率直な意見交換を阻害し、日米間で連携して第三国への対応を行うことが困難となるから、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分に係る情報は、日本政府が米国政府から入手した日韓間の請求権問題を解決するための仲介に関する米国政府の見解等に係るものであり、しかも昭和28年当時のものにすぎないことを理由として、当該情報は情報公開法5条6号に該当しないと判示している。

しかしながら、当該情報を開示することによる情報公開法5条6号所定の「おそれ」の発生は、何も請求権問題に限るものではなく、日米韓の三国相互間の信頼関係が損なわれ、また、今後、日米間で連携して第三国との外交交渉を行うことを困難にするおそれを生じさせることが問題であることなどは、前記(3)イ(ア)で指摘したとおりであり、原判決の判示は当を得ていないというべきである。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改めら

れるべきである。

2 通し番号2-11（乙A第95号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-11の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし③に記載のもの）に係る情報は、昭和28年当時の状況を前提とする在日韓国人の国籍等の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解である。当該見解と現在における在日韓国人の国籍等の取扱いとの関係は一切明らかにされておらず、その後、日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われているなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1849ページ以下）。

また、当該情報は、昭和28年当時の状況を前提とする在日韓国人の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解にすぎず、この点に関する日韓間及び日本国内における状況が著しく変化していることも考慮すると、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいはず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1850ページ以下）。

(2) 不開示部分の情報内容

原判決は、上記不開示部分に係る情報は、昭和28年当時の状況を前提とする在日韓国人の国籍等の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解であると認定している。

しかし、原判決の上記認定は正確ではない。すなわち、上記不開示部分の記載内容は、在日韓国人の国籍処遇問題に関する非公開を前提とした政府部内での打合せの席上において、鈴木法務省入国管理局長（当時）及び下田外